

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<b>予算特別委員会会議録 (2) (令和5年2定)</b>			
日 時	令和5年 6月22日 (木)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時19分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	面野委員長、松岩副委員長、白川・小貫・平戸・横尾・ 中村(吉宏)・中村(岩雄)・中村(誠吾)各委員		
説明員	市長、教育長、副市長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・福祉保険・こども未来・建設・教育各部長、保健所長、 選挙管理委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長  署名員  署名員  <div style="text-align: center;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任した面野です。もとより微力ではありますが、副委員長共々、公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位はもとより、説明員の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には松岩委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、白川委員、平戸委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。松井委員が小貫委員に、白濱委員が平戸委員に、小池委員が中村岩雄委員に、それぞれ交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、立憲・市民連合、公明党、みらい、共産党の順といたします。

自民党。

---

○中村（吉宏）委員

◎買物バス事業について

まず、今回代表質問でも取り上げました高齢者の皆様への買物支援について伺いたいと思います。

買物の困難な方の状況について、御答弁では全市的に調査を行っていないということですが、石山町で調査を行ったということですので、その調査内容を示してください。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

この調査の内容ですけれども、町内会の方を対象に中部地域包括支援センターが、石山町会を巡回する移動車両があったら御利用になりますかというような質問、そして、利用したい場所はどこですかという、そういった簡単なアンケートを取ったものです。

約280世帯のうち167件の回答がありまして、利用するという回答が66件、利用しないという回答が76件、無記名が25件でした。利用したい場所として挙げられたのが多い順に、石山町会が対象だったので、マックスバリュですとかツルハドラッグ、あと駅前ですとか長崎屋、あと病院、銀行、郵便局、市役所ですとかその他、あとは小樽天然温泉湯の花とか、そういった形の回答があったというような、そういう調査になります。

○中村（吉宏）委員

お買物の場所に向けてのニーズもあるのだということが分かりました。

実証実験を石山町で行った際に、利用者の方々の反応はどうだったのかというのをお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

実際に利用された方々の反応というものは、おおむね好評でした。例えば、久しぶりにホームマックに行けて買物もできて気持ちがさっぱりしたですとか、家の近くまで迎えに来てくれたので出かけることができ大変助かった、あと、久しぶりに温泉施設湯の花に行けることができリフレッシュできたなど、そういった御意見がありました。

ただ、中には、実証実験だったものですから、利用日が限定されたということで利用しづらいというような御意見もありました。

○中村（吉宏）委員

石山町でこういう調査をされたということで、今、御報告いただきましたけれども、一方で、全市的に調査を行

っていないということなのですが、こうした好評なニーズがある中で、ぜひ全市的にもこういった意向調査などを行っていただきたいと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

全市的な調査につきましては、今のところ考えてはおりません。

この事業は、介護保険、地域支援事業の生活支援体制整備事業として実施しているものですが、その中には各地域包括支援センター、4地域の方々が生活支援コーディネーターとして所属していて、その中で、例えばヘルパーの事業所だったり、ケアマネジャーたちの意見から酌み取る形で、そういった中で、今回はその中でも中部地域包括支援センターが高齢化率とかいろいろな部分で石山町会を選んだということはあったのですが、今の時点でこの調査を全市に広げるといったことは考えてはいるものではないです。

事業の協議会というのがありまして、その協議会の中で、こういった実証実験を踏まえて、今後の部分については協議を重ねていきたいと考えております。

○中村(吉宏)委員

石山町で一定のニーズが認められていると。その町域、地域の高齢化率などの問題もあるのでしょうか、今、全市的にということであれば、そこは検討していないということでありました。

あるいは、これは石山地域だけではなくて、ほかの地域のニーズもあると思うのです。そういった協議会の中で検討をいろいろされているということですが、ほかの地域への派生といいますか、追加で地域を指定して実証実験を行うのですとか、意向調査をするのですとか、そういった考え方はないのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

昨年度、そういった実証実験をさせていただいて、今年度も春先にあった協議会などでもそういった報告も踏まえて、今、検証などをしたところであります。

先ほど答弁したとおり、今のところ全市でそういった部分を予定はしておりませんが、今年度、そういった部分のことも踏まえて、この生活支援体制整備という中で、小樽市にとってそういう必要な支援サービスとかも含めて、ほかのことも含めて検討しているところであります。

○中村(吉宏)委員

さらに御答弁いただいた中からなのなのですが、この実証実験を行っていくことで課題が幾つか挙げられていると思うのです。三つほど課題があると思うのですが、その中で一つ、利用者の希望に合わせた運行日の調整についてが少し課題だということですが、どのような内容が課題となっているのか、詳しくお聞かせいただきたいと思っております。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

特に今回の実証実験の中では、ある程度、期間を決めて、そして曜日ですとか、先に送迎などの運行日を決めて実施したものです。そうした中で、それぞれの利用者がやはり日常の御都合などがあって、実際に利用はしてみたいと思ったのだけれども、なかなか自分の都合に合わなかったという部分で、そういった部分で運行日と利用者の予定を合わせる部分に少し難しさがあったということで答弁させていただいたものです。

○中村(吉宏)委員

利用者の都合ということですね。

次の課題というか二つ目の課題として、運転手と車両の確保についてが課題ということでありましたが、これもどういった内容なのか、お示しいただけますか。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

運転手と車両の確保なのですが、今回は、中部地域包括支援センター職員が運転して、そして社会福祉協議会の車両、包括支援センターの車両で、それぞれ夏と冬に1回1台ずつ実証をやったのですが、これを全

て無料で使用することができました。

業務に支障のないような中でしたということなのですが、そういった部分を実際に、では、次に実証実験を行うときですとか、実際に何かこれを事業化するとか、そういったときに一番課題になるのがやはり運転手だったり、車両の確保、この辺は責任部分だったり、費用の面が絡んできますので、そういった部分でこういう課題の認識というのが、この実験の報告ですとか話をする中で意見が出てきたものです。それで、そういった答弁をさせていただきます。

○中村(吉宏)委員

そもそも確認するのを忘れていたというか、この実証実験の事業をされた際の予算というのは幾らぐらいだったのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

この事業について、幾らというような基本的なお金はかかってはいないのです。生活支援体制整備事業の中で、それぞれの4包括支援センターに人件費以外みたいな形で百十何万円、少し今はあれなのですけれども、そういったお金を払っている中で、それぞれがコーディネーターとしていろいろな、そういうそれぞれの地域に課題になっている支援サービスなど、何が足りているとか足りていないとかも踏まえてやるような事業の中で、今回は中部地域包括支援センターがこういった実証実験をやったということで、目に見える形の現金というのは動いていないものです。

○中村(吉宏)委員

今、予算というお金がゼロであれば、さらに今後、実証実験や事業化するときに予算、さらには財源という話になってくると思うのですけれども、これは何か充てていく当てみたいなものというのはありますか。今、思いつく部分でいいのですけれども、お願いします。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

この辺は、具体的に小樽市という部分ではあるとかという意味ではまだないのですけれども、全国的に見ると、本当に交通の空白地域だったり、いろいろな部分で事業として市がお金を出しているような事業もありますし、介護保険の中での買物支援という部分ですと厳しいのですけれども、何か介護予防とかと一緒にという部分の中で一体化した移動支援とか、そういったものがうまくなれば、そういう部分についての財源がつくという可能性もあります。

ただ、今のこの形ですと正直そういった特別な財源というのは、この介護保険の部分でいくと少し厳しいような内容になっているかと思います。

○中村(吉宏)委員

こういう何か、例えば事業化していくにも財源をどうするかというのは、課題の一つなのだろうというふうに捉えています。

今、財源を大きく、その課題解消というわけではないのですけれども、これの実証実験あるいは事業化をしていくに当たって、今の車両と運転手の問題は、例えば福祉施設に御協力いただいて車両の利用と、それから運転手をつけていただいて、その補助を行うということで解決が見られるのではないかということを提言しましたけれども、そういったあたりも少し調査を含め検討いただきたいと思いますが、この点はいかがですか。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

委員のおっしゃったような部分で、福祉施設のそういう車両ですとか、その空き時間をうまく使ってというのは、例えば全国的に見ると、そういう社会福祉法人が地域貢献の一つとして、やはりやられているところはあるのです。自主的にといたら、働きかけはあったのかもしれないのですけれども。そういった部分では確かにおっしゃるとおりのことは、そんなに多くはないとは思いますが、事例として出ていたと思います。

今、具体的に私たちがそういう働きかけをしたかどうかについては、まだそういった部分は何もしてなくて、今回、本当にモデル事業的に実証実験をやったのが全く初めてなものですから、そういったことも含めて、まだこれからの部分だとは思いますが、どの辺が先かで、制度設計だったり、実施地域の話とか、この後いろいろと課題がありますので、なかなかそういった法人への働きかけだったりというのはまだできておりません。

○中村(吉宏)委員

石山町で実証実験をやられたと、その結果、課題として今三つのうち二つを提示しました。こういった課題がそれぞれ解決できれば、実際にこの先、追加の実証実験なり、あるいは全市的な調査や実際に事業化ということを検討いただけるのかというふうに思いながら今質問しているのですけれども、そういう認識だとまだまだ遠いというお話なのででしょうか、いかがでしょう。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

先ほどの少し繰り返しになりますけれども、この辺も協議会などでこの外部の方々の意見も聞きながらになります。そういった部分でニーズですとか、実際に代表質問の答弁でもありましたけれども、事業展開をするに当たっての公平性とか、いろいろ大きな問題もあると思いますので、まだ検討、研究の段階であります。

○中村(吉宏)委員

今出てきた公平性という文言を答弁書の中で発見できなくて、その公平性について少しお聞かせいただけますか。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

代表質問で公平な制度設計という答弁があったかと思うのですけれども、対象の方を高齢者、一般にするのいいのかわったり、地域的な部分の問題だったり、そういった部分とか、とにかく大きく、この負担ですとか、公平などの部分についてということで今、答弁させていただいたものです。

○中村(吉宏)委員

公平性とはいえ、これを全市一律一斉に実施するのは難しいのだというお話もありましたけれども、でも一部実証実験をやっているところなので、優先順位とかを決めながら進めていくということで公平性というのは担保できるのではないかと思うのですけれども。

もう一つ、今分からないのですが、そういった観点から進めていくということも可能だと思いますが、いかがですか。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

今、委員のおっしゃられたことも含めて、今後、研究、検討していく段階であります。

○中村(吉宏)委員

次の課題、もう一つの課題が挙げられている、関係法令をクリアする必要があるということですが、これはどんな法令との関係で課題が生じているのかというのと、その法令とその規定の内容を示していただけますか。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

関係法令につきましては、主に車両の部分で道路運送法になります。

規定という部分なのですが、条項とか少し詳しいものはないのですが、有償か無償かによって、こういった運送をやる場合、運輸支局等の登録が必要であったり、また、運輸支局の許可が必要であったり、あと、登録または許可を要しないのできる場合など、いろいろやり方によって、あと、実施主体だったり、やり方、料金の取り方だったりによっていろいろ変わってくるものがありますので、そういった部分で課題として挙げさせていただきました。

今回、実証実験を行うに当たっても、いろいろ最終的に無料で社協がやっていただいた部分で、最終的には登録や許可が必要ないパターンだったので、最初に考えていたのは、ある程度は料金を頂くですとか、例えばレンタカーを使うとかいろいろ考えたり。あとは、少し交通事業者に御協力いただくとか、そういったことにな

ると、運輸支局に相談すると、それだと今度は有償運送に当てはまるから、いろいろとプロセスを踏まえないととか、そういった御助言などをいただいていたので、そういった部分がいろいろありますので課題として挙げさせていただいたものです。

○中村(吉宏)委員

今、法令の課題ということですが、逆に言うと課題は、法令的には、今挙げた道路運送法だけしかないということなのではないでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

今、こちらで思いつくのは、まず道路運送法だと思います。

○中村(吉宏)委員

三つ目の課題はそんなに難しい話ではないということを確認しました。

次の質問ですが、石山地域の実証実験から事業化の検討を求めましたが、これはこの地域でのさらなる実施ということではなくて、今答弁でほとんど返ってきましたけれども、やはり全市的な実施を目指しながら取り組んでほしいという趣旨で代表質問では質問させていただきましたけれども、この点をもう一回お伺いしたいと思います。いかがですか。

○福祉保険部長

この実験はあくまでも高齢者の外出の支援ということで実施しております。短期間で地域を限定した形で行ったのですが、それでも様々な課題が確認できたということで、これらを解消していくのもなかなか大変だという印象を持っております。

これが全市的ともなれば、それこそ交通事業者をはじめ社会福祉協議会ですとか様々な関係団体との協議も必要になってきますし、もちろん庁内の関係部署との十分な協議も必要になってくると思います。

これにつきましては、他都市の事例を参考にしていきたいと思っておりますけれども、現状では、本市で実施するにはかなりハードルが高くて、難しいものというふうに考えているところでございます。

○中村(吉宏)委員

結局は難しいからやらないという結論でよろしいのでしょうか。

○福祉保険部長

研究はしていきますけれども、なかなかできないということでございます。

○中村(吉宏)委員

最後に1点お聞きします。担当部署にずばり聞きますけれども、この事業、やる気ありますか、ないですか。

○福祉保険部長

福祉保険部としては、高齢者の外出支援は何らかの形でやっていくのが必要だというふうに思っております。ただ、今、委員がいろいろと質問された形でできるのかどうなのかというのはありますので、その方法についてはいろいろと研究しながら考えていきたいというふうには思っております。

○中村(吉宏)委員

多分これ以上掘り下げても答えは、今の段階ではなかなか前向きにならないようです。

今後も伺っていきますけれども、本当に今、バスの減便であったりとか、利用料との関係で買物困難の方が日常の買物の行動に頻繁に利用するというのも公共交通機関は難しい。そして、高齢化率が高いこのまちであるからこそ、やはり買物の行動の機会をしっかりと確保していただきたいということなのです。

この高齢化率、そして買物困難者がいるというのが私は一番の課題だと思いますので、この課題を解決するという観点から取組、研究も含めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎ウイングベイ小樽について

続きまして、ウイングベイ小樽の件の質問をさせていただきます。

これの減点補正のことをお伺いしましたが、今回適用しないという小樽市の判断でありました。

これについて何か伺いますが、減点補正の適用の要件として所在地域の経営環境が著しく悪化ということですが、この所在地域というのはどういう捉え方をしているのか、ウイングベイ小樽に関連してお答えいただきたいと思いますが、いかがですか。

○(財政)資産税課長

所在地域につきましては、需給事情による減点補正に係る総務省通知では、その範囲を、大型店舗が主に商圏としている地域または所在市町村の区域としておりまして、ウイングベイ小樽の場合は、駅直結で幹線道路との接続も極めて良好な日本最大規模の床面積を有する商業施設で、建築当時から札幌圏はもとより全国及び海外からの観光客の集客を見込んでいたものと考えられますので、所在地域を小樽市のみとすることは不相当であり、主な商圏を小樽市及び札幌市として、所在地域の範囲としております。

○中村(吉宏)委員

商圏はそうなのですね。

経営環境が悪化しているという判断の指標みたいなものというのは何かあるのですか。

○(財政)資産税課長

総務省通知の中では、人口、観光入込客数、地価公示平均価格、商品販売額、同業種の事業所数などの状況や所在地域における公共施設や公共交通機関の廃止等の状況を総合的に判断することになっております。

○中村(吉宏)委員

今、観光入込客数の話がありましたけれども、コロナ禍でこの数年、恐らく3年、3年半というのは大きく激減していると思いますが、こういったものは検討する要素にはならないのでしょうか。

○(財政)資産税課長

観光入込客数につきましては、評価替えの基準年度の過去数年の推移と、もう一つ、基準年度の評価時と建物の建築時との比較を行いまして、それを所在地域と全国を比較しまして、その結果が所在地域のほうが全国よりはよい状況となっておりました。

○中村(吉宏)委員

全国的に激減して大変な状況だと思うのですが、なぜそういうことになるのか。今、ほかの地域と比較してということですが、ほかの地域と比較して激減の状況がそうでもなかったという判断だったということですか。

○(財政)資産税課長

この需給事情による減点補正というものが、特定の所在地域について適用するかどうかという判断をする補正となっておりまして、そのため、所在地域の数値と全国平均との比較を行っております。

○中村(吉宏)委員

ちなみに、減点補正の適用の判断をする期間なのですが、どの時点からどの時点までなのかということをお聞かせいただけますか。どの時点とどの時点と比較して、悪化しているという判断をするのかお聞かせください。

○(財政)資産税課長

一つは、評価替えの基準年度から過去数年の推移、もう一つは、評価替えの基準年度の評価時点と建築時との比較を行っております。

○中村(吉宏)委員

その基準年度でいけば、この間、問題に上がったのは、令和3年が一つ基準年度になったと。令和3年度のその手前は十分にコロナ禍がかかっていて観光入込客数とか各経済状況は悪化をしてと、これは他都市も悪化をしてい

る状況だと思うのです。

先ほどの話に戻りますけれども、他都市も悪化、ウイングベイ小樽のエリアも悪化、両方悪化しているから変わらなして経営状況が悪化したという判断はしないのだという考え方でよろしいのか、お聞かせください。

○(財政)資産税課長

この需給事情による減点補正というものが、特定の地域について減価する要素があるかどうかという減点の補正になっていきますので、全国一律に減少傾向にあるというような状況で適用される補正とはなってございません。

○中村(吉宏)委員

先ほどほかの地域とも比較してというお話があったと思うのですけれども、少し今の答弁だと矛盾が出てくると思うのですが、その辺はどうなのですか。

○(財政)資産税課長

このウイングベイ小樽の所在地域の状況と、全国平均の状況との比較を行って判断しております。

○中村(吉宏)委員

だから、その手前に出た答弁だと、この特定の地域の状況を判断してということなので、比較という言葉は先ほど出てこなかったのです。いよいよ何をもって、何をどういう基準にして、これを判断しているのかというのが分からないのですけれども、少し分かるように説明していただけますか。

○(財政)資産税課長

観光入込客数を例に挙げさせていただきますと、今回調査した結果、所在地域の減少幅が全国平均よりも小さかったということと、建築時の状況と評価時、基準年との比較においても所在地域のほうが全国平均よりも増加数が多かったということで判断してございます。

○中村(吉宏)委員

何か少し腑に落ちないというか、全国の平均と比較してというところで判断をされたことは分かりました。

こうなってくると比較の対応で、いろいろ比べられるのでしょうけれども、どの程度、悪化が見られたら適用するという判断になるのか、少しここをお示しいただけますか。

○(財政)資産税課長

全国平均、全国の状況と比較しまして、所在地域の状況が著しく悪化しているという状況にあるかどうかで判断されることになります。

○中村(吉宏)委員

その著しくというのはどの程度なのか、お示してください。

○(財政)資産税課長

総務省通知においても、先ほど申し上げましたような様々な要因について総合的に判断するという記載になっておりまして、具体的にどのような数値、どのような差において著しい悪化ということになるかというところまでは、総務省通知においても示されてございません。

○中村(吉宏)委員

少し根本的なお話を聞きますけれども、そもそも固定資産税というのはいわゆる地方税という認識だと私は思うのですが、地方税であり、課税についても一定の法令の基準があるとしても、その課税主体である小樽市でいけば、小樽市がその内容等を扱っていくと。この減点補正の適用に関しても小樽市が判断をしていくという考え方でよろしいのですよね。

○(財政)資産税課長

減点補正についても、まず、地方税法において固定資産評価基準にのっとり評価をするというふうになってございまして、国が示している固定資産評価基準において需給事情による減点補正が定められておりまして、そして、



その需給事情による減点補正についての運用について、平成26年に総務省通知が出されてございまして、今回その総務省通知の要件に該当するかしないかというところを自治体として判断してございます。

○中村(吉宏)委員

であるならば、先ほど伺った減点補正、著しく悪化したというその著しい内容というのは、どういうレベルなのかというお話も、総務省通達がないからという話ではなくて、小樽市が判断することだと思うのですが、間違いはないですね。

○(財政)資産税課長

著しい悪化という状況にあるかどうかという判断については、自治体が判断することになります。

○中村(吉宏)委員

であるならば、先ほど判断基準のお話を聞きましたけれども、小樽市が基準を定めてしかるべきだと思うのですが、その基準というのをもう一度きちんと示していただけますか。

○(財政)資産税課長

今回、先ほど申し上げました様々な指標について、数値的な指標については、所在地域の状況と全国平均の状況と比較して、所在地域のほうが全国平均よりも上回っているというものの数が多かったという状況でございましたので、その数値的なものについては、著しい悪化ということとは言えないという判断をしてございます。

○中村(吉宏)委員

全国平均を下回っていなかったというところでこういう判断をしたということでした。

建物の転用が困難という判断基準でありますけれども、建物が転用困難だということを判断する、その基準というのを示していただけますか。

○(財政)資産税課長

総務省通知にその部分について判断指標として掲げられておりますのは、人口、地価公示平均価格でございますけれども、それから商品販売額の推移、転用可能な業種の数の推移、公共施設や公共交通機関の廃止等の状況、家屋の特殊性、それらを総合的に判断すると示されております。

○中村(吉宏)委員

小樽市はウイングベイ小樽の施設については転用困難ではないと判断したということですが、今、挙げてもらった基準については、照らし合わせて、それぞれどういう判断をしたのか示してください。

○(財政)資産税課長

一つ目は、転用可能な業種として、福祉・介護関係の事業所数などが伸びているということ。

二つ目は、所在地域における公共施設や公共交通機関の廃止等の状況については、特筆すべき廃止等の状況はないということ。

三つ目は、家屋の特殊性については、規模が大きいということではありますが、構造、仕様などの特殊性はなく、本件家屋の場合、規模が大きいということについては、様々な業種で同時に利用することが可能であるという優位な面もあるということ。

四つ目は、駅直結で幹線道路との接続も極めて良好で、様々な業種にとって立地条件はよいということ。

これらの状況から、転用が困難であるとは言えないという判断をしてございます。

○中村(吉宏)委員

転用が困難ではないと。でも今、結構空きテナントが多くて、商業店舗から切り替える、あるいはほかの業種に施設自体を切り替える、そういったことも全然、話が上がっていない地域だと思うのですが、果たして、そういう判断でいいのかというところが私は疑問なのですが、この点はもう少し具体的にどういう判断でそこを考えたのか、お示してください。

○(財政)資産税課長

まず一つ、ウェルネスタウン構想がありまして、既に福祉関係の施設も幾つか入っております。それと、教育関係について今、誘致を行っているという状況で、これらについて転用可能な業種として考えてございます。

○中村(吉宏)委員

このウイングベイ小樽の地域に関しては、これは代表質問でも行わせていただきましたけれども、平成26年当時に、今、話題に出ている総務省通達が減点補正に関連して出されてきていると。その当時からウイングベイ小樽の施設は民事再生の手続等も関連して固定資産税の減額などをはじめとして、市に何とかしてほしいという依頼が来ていた状況です。

当時は前市長の市政下だったのですけれども、前市長の時代のこの辺りのことを少し伺いたいのですが、ウイングベイ小樽に対する前市長の考え方というのはどういう考え方だったのか。

それから、固定資産税の減額等に対する考え方についてお示してください。

○(財政)資産税課長

まず、税額についての前市長の考え方について御答弁させていただきます。

この固定資産税について前市長がどのように考えていたかということは、承知しておりません。特に指示もなかったと認識しております。

ですけれども、固定資産税の減額については、地方税法の基準に該当するかどうかの判断でございますので、その部分については変わるものではないと考えております。

○中村(吉宏)委員

前市長のところも答えにくいのだと思いますけれども、我々がこの議会の中の議論を通して、私が認識している前市長の考え方としては、固定資産税の減額等に関しては、公平性、平等性を訴えて、これはもう取り扱わないのだと。この施設に関しての存続等に関してはあまり関心がないのだというような印象を受けておりました。議会議論の中で私の持った印象なのです。

それを前提に平成26年の時期に考えていて、その平成26年に総務省通知が出たことについて、情報をウイングベイ小樽の企業に伝えていなかったということで、これについての理由や記録が残っていないということなのですけれども、その記録もないのに転用困難という要件に該当しないと判断したということなのですけれども、これというのは考えられるのかと、その根拠というのは何なのかを示していただきたいと思います。いかがですか。

○(財政)資産税課長

当時、通知の要件に該当すると判断していれば具体的な検証作業に進んでいたはずでございますので、それに進んでいないということは、当時は通知を読んだ段階で、小樽市において、通知にある要件には該当しないという判断を行っていたものと考えてございます。

○中村(吉宏)委員

それは当時のOBCとの間でそういった会話というか、情報として伝わっていないのだということで私は認識しているのですけれども、そもそもそういった記録が残っていないというのがなぜなのかというのが不思議なのですが、この点をお聞かせください。

○(財政)資産税課長

当時は、この通知を読んだ段階で、この通知にある要件には小樽市内において該当しないという判断をしていたため、具体的な検証作業までは行わず、そのような記録は残っていないというふうに認識してございます。

○中村(吉宏)委員

そもそも該当する内容のものではないのだという判断を行ったということなのでしょう。分かりました。

今回、固定資産税のこの解決について、ウイングベイ小樽に対して減点補正は認めないのだということです。

その一方で、市長は何とかウイングベイ小樽を存続させていきたいという思いをお持ちだというのは確認をさせていただいているのですけれども、それについての具体的な道筋というのが今のところしっかりと示されてきている、小樽市はこうやって関わる、周辺の道路整備ですとか土地利用に関連してのものはありますけれども、この施設自体に対して何かということが示されていない中で、ウイングベイ小樽も持続をしていく上で、融資を行っているルネッサンスセブン投資事業有限責任組合との関係等もあり、何とかしていきたいのだという思いもありながら、小樽市にも具体的な対策、対応を望んでいると思うのです。

今後、この施設維持、あの周辺エリアで非常に中核になる重要な施設を残していくということで、今後、小樽市がそこに関わっていくことについてどのようにお考えなのか、この項の最後に質問したいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○(総務) 企画政策室長

関わる具体策について具体的に示せるものではございませんけれども、本会議の市長答弁の中でもウイングベイ小樽を含めた築港地区につきまして、中高層住宅が定住人口の確保に、また、商業施設が雇用の確保、公的病院が地域医療に大きく貢献しているというところで、将来的にも本市のまちづくりにとって重要な地区と考えているというところ、そして、市としては、地区の特性やポテンシャルを生かしまして、新たなにぎわいを創出するために、低未利用地の土地利用の誘導に主導的な役割を果たしていきたいというふうにお答えさせていただいております。

また、現在OBCと北海道済生会とで進めておりますウエルネスタウン構想につきましても、やはり全市的に見ましても市民の健康づくりなどの一環として非常に有用というふうにご考えてございますので、それらも含めて人口減少対策であったり、市民の健康づくりであったり、地域課題の解決に向けた取組という形で協力、連携できるところはしていきたいというふうにご考えてございます。

#### ○中村(吉宏) 委員

具体的なものを出してくださいといっても、今、多分用意がないでしょうからあれですけども、いろいろと今ウエルネスタウン構想の話もありましたが、先ほど減点補正の基準の中のその転用の可能性で、ウエルネスタウン構想の話も出てきました。でも、ウエルネスタウン構想というのは、これはウイングベイ小樽の企業が本当に転用とか空きテナントを埋めるのにどうしようと苦慮して、その中で何か事業ができないかという発想の下で、発想の転換をしてこうやって生み出してきたものを、例えばこういう固定資産税の減額等を求められている、あるいは減点補正を求めてくる中で、これを材料にして転用が不可能なのだという話は、私は少しおかしいのではないかと思います。実際にウイングベイ小樽はウイングベイ小樽で努力をしていることというのに、それに何か支援をしていくというのが本来的な筋であるのではないかと私は考えていて、その点を御配慮いただきたいということで、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○市長

今、転用のお話が出ましたけれども、基本的に、ウイングベイ小樽は9万8,000平方メートルの床面積がありますけれども、開業したときから見ますと、札幌市の駅前開発は進む、イオンモール札幌発寒はできる、北広島市に三井アウトレットパークができる、もう商業環境が大きく変わっている中で、100%商業だけでは、もう生き残れないということは、誰が見ても明らかですし、そのことはOBCの橋本代表取締役社長も十分理解されている話です。

そういった中で、小樽市の、あるいは日本の高齢化を背景に、介護、医療、あるいは福祉的な機能を持った、機能をあそこに導入していこうということで、済生会と協力してウエルネスタウン構想というのが出来上がった。ただ、あそこの土地利用上、臨港地区で商業系ですから、もともとは転用をできないわけです。ですけれども、地権者からの御要請があって、商業系からウエルネスタウン構想を実現できるように地区計画を変更しました。つまり転用できるのです。そうすると二つのうち項目の一つのうち、二つを満たさなければできないことは、一つはもうアウトということは、もう減点補正というのはいけません。

商業環境が変わった、これを満たすかどうか、転用できないかどうか。これの二つを満たさなければならない。転用できないというのは、転用できるのですから、もうこの時点で減点補正はできない、このことになるのです。この辺は御理解いただけていないのでしょうか。

私どもも、OBCといますか、築港地区をにぎわい空間として整備したいというふうに思っておりますけれども、経営が大変だからといって、直ちに減額できるということは基本的にはないのです。減額というのは、もう地方税法で決められているわけですから。

そういったことに従いながら私どもはやっていますし、繰り返しになりますけれども、基本的には、あの施設はもう転用できるというふうに私どもは理解していますし、そのための支援はさせていただいたということです。御理解いただきたいと思います。

○中村(吉宏)委員

今、市長からこの転用に関する時系列も含めましてお示しいただきましたけれども、ウイングベイ小樽のOBCからは、過去に遡っての補正ができないのかという問いかけもあった中で、ウエルネスタウン構想とか、今の地区変更に関しては、本当にここ数年、最近の話だと思うのです。実は、課題はその以前からずっと引きずっているものがあって、この解消という観点からは、直近のお話のものは当てはまらないのではないかと思います。

以前、遡ってということも含めて検討いただいたということでもありますけれども、それも含めて適用を行わないということについて、もう少し御説明いただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○(財政)資産税課長

地区計画を行ったことによって教育関係も入れるようになりますけれども、福祉関係についてはもともと入ることが可能で、実際に福祉関係の施設が入ったのは、地区計画を変更する前のことですので、福祉関係については、もともと転用が可能であると考えてございます。

○中村(吉宏)委員

それをもって転用が可能な施設だという判断を小樽市はしたということなのですね、分かりました。

---

○松岩委員

◎公共施設の無料のWi-Fi整備について

それでは、私からは昨日の一般質問の中で公共施設の無料Wi-Fi整備について質問いたしましたので、深掘りの質問をしていきたいと思っております。

まず、市民会館と市民センターについて、両施設のホールの有線インターネット接続回線使用料は、今後のWi-Fi整備の方向性との整合性を考慮して、利用者の負担は求めないことで今年4月から運用されているということでした。これは私が前回定例会から利用者に負担を取るのはいり得ないと、そういうのは絶対無料でやっていただきたいということが結果的には実現されていますので、そういった形で動いていただいて感謝を申し上げたいと思いません。

それで、今、市が4月から負担している、継続しているこの回線使用料の負担というのは、恐らく利用の多少にかかわらず一定のものと考えられるのですが、実際の金額はどの程度になっているのでしょうか。

○(生活環境)小野主幹

施設のホールの回線使用料につきましては1か月に1万円程度となっておりますので、市民会館、市民センター両施設を合わせますと、年間で24万円程度かかっております。

○松岩委員

それで、今回資料要求しております両施設の回線の契約状況、また、通信速度等についてお聞かせいただきたいと思います。

○(生活環境) 小野主幹

今回のホールの有線LAN整備時に設置いたしました回線等の仕様につきましてですが、資料にございましたとおり、使用している回線につきましては、フレッツ光ネクストギガラインというもの。また、使用しているルーターにつきましては、ヤマハギガアクセスVPNルーター、RTX1220というものを使っております。

○松岩委員

そのフレッツ光のネクストギガラインの通信の容量などというのが手元の資料で分かればお聞かせいただけますか。

○(生活環境) 小野主幹

容量等につきましては、手元に資料もなく、今は分かりません。

○松岩委員

NTT東日本フレッツ光のギガラインタイプは戸建向けということになっているのですが、提供条件を見ると、これとその市民会館、市民センターのものが全く同じものか分かりませんが、恐らく上りも下りも最大でおおむね1Gbps程度ということになっているのですが、これが今ホールのステージの舞台上に設置されていて有線で接続されているものかと考えられます。

それで質問の中で、両施設に無料のWi-Fiを整備しようとした場合に900万円程度の整備費用が見込まれるという答弁があり、金額が大きかったのでとても驚きました。

こちら資料要求しておりますが、まずこの900万円となる見積りの積算根拠について伺います。

○(生活環境) 小野主幹

両施設合わせて900万円という内訳でございますけれども、資料にございますとおり、まず900万のうちおおむね市民会館が530万円、市民センターが380万円の積算となっております。

費用の内訳につきましては、市民会館で、まず申し上げますと、当館のような施設で整備する場合には、アクセスポイントというものを何か所か設置する工事が必要となるということで、その設置分に税込み約200万円かかる見込みとなります。

また、有線LAN用のルーターと別にルーターを設置して別回線を設ける必要があるほか、各フロアに電源供給を行う装置、そしてまた、ルーターから各アクセスポイントまでは有線の接続ということになりますので、これが広い範囲での配線が必要になるということで、その配線工事も含めて、環境構築工事費として税込み約300万円かかる見込みとなります。さらに、また別の回線を引くということで、回線使用料は月額で発生する部分として税込み約30万円ということで、総額530万円となります。

市民センターにつきましても同様の考え方での積算となりまして、総額380万円程度となる見込みでの積算となっております。

○松岩委員

もし答えられなかったら分からないということで構わないのですが、その中から2点伺いますけれども、まず一つが、Wi-Fiのアクセスポイントを市民会館の場合は11か所、市民センターの場合は10か所設置するということになっています。

これが17万円のをそれぞれつける予定なのですが、この17万円のアクセスポイントというのが調べても私は出てこなかったのですけれども、機種だとか、どういったものかというのがもし手元で分かればお聞かせいただけますか。

○(生活環境) 小野主幹

アクセスポイントの細かい容量とか、そういったものは存じていないのですけれども、品名としましては、ギガらくWi-Fiハイエンド6というものということで見積りをもらっているものでございます。

○松岩委員

それから、同じく2番目の環境構築工事費にルーター、P o eを含むということで270万円のものになっていますけれども、これはどういったものを使うのでしょうか。恐らく複数のものを設置することに対する費用だと思うのですが、もう少し詳しく分かればお聞かせいただけますか。

○(生活環境) 小野主幹

こちらの内訳につきましては、ルーター及び各フロアの電源供給を行う装置も含めての配線工事ということになります。この機器類に関しましては、今、有線LANで設置していると同様のものをある程度使うということで、この市民会館で申し上げますと300万円のうちの1割程度の部分にしかならないということで、ほかの部分は全て配線を市民会館の広範囲にわたって、天井ですとか床とか、そういったところの配線工事を行う部分が大きな比重を占めているということになっております。

○松岩委員

既存の回線の下、ホールと会議室等で複数同時にインターネットを利用した場合、通信に支障が生じるという答弁が一般質問であったのですが、その可能性が生じる場合というのはどのような状況を考えられますか。

○(生活環境) 小野主幹

こちらの支障の部分につきましては、先ほどの資料の1番目のところにもコメントがございますけれども、既存の有線LANを使用していく中で、ホールでライブ配信等を行う場面があるかと思うのですが、それを利用しているときに、仮に同じルーターからWi-Fiができていて環境ができていたとすれば、そのホールでの配信に物すごくインターネット回線の通信量が大きくなって、ほかのWi-Fiスポットになかなか届かず、つながりづらくなるですとか、あるいはつながりが遅くなるということで、実際に今そういう環境にはございませんけれども、業者からそういう可能性があるということでの提案を受けているものであります。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

---

○中村(誠吾)委員

◎市長の政治姿勢について

最初に、市長の政治姿勢について、何かというと、市民からの問合せと市役所の対応についてお聞かせください。

迫市政になられてから2期目の丸1年が経過して2年目突入が目前となっていますが、選ばれるまちを目指してという公約の下、市政運営をされておりますが、市民の皆さんから御不満の声を寄せられていることも現実にあります。それで、それに対して、事あるごとに職員との会談や職員研修の場で幾度となく周知徹底していくことは、市民目線の市政運営には必要なことだとおっしゃっています。

そこで、そう言いながら、職員一人一人まで、市長の考えていること、思っていることを浸透させるというのは大変難しい、相当難しいことです。具体的に言いますと、市長の思いを100%としますと、関係部長会議で部長や次長の方たちには80%しか伝わりませんし、さらに課長・主幹となると60%、係長には40%、係員そして会計年度任用職員の皆さんに来るところでは、どこまで伝わるのかが心配になってきます。これはざっくりした例を挙げたのですが、これは組織論でも昔から語られていることなのです。それで、この情報伝達をどうしていくかは課題になっているのです。

現在、課内ミーティング、そして係ミーティングをやっている職場もあるとお聞きしていますし、部長会議の次第をそのまま回覧して終了の職場もあります。

そこでお聞きします。

市長の掲げられた五つの重点公約。一つには、子育て支援を着実に進めます。二つ目には、子どもの学習環境、先生の働く環境を改善します。そして三つ目に、子どもたちの豊かな感性を育み、潜在的な可能性を引き出す環境づくりを進めます。四つ目に、創業支援を充実し、起業人材の移住を進めます。五つ目に、小樽の個性を生かし、人や企業に共感されるまちづくりを目指しますとされたのです。当然のことと思いますし、大変立派な公約だと思います。

そして市政運営に当たられています、市長から部長、課長、担当を経て、最終的には、市民に、事業者の方に市民サービスの提供となるのですけれども、市民サービスを提供するに当たり、当たり前ですけれども、正確性とかスピード感が大事になってきます。

それで、様々な課題や問題の解決等をしていきますが、ここで質問なのですけれども、現在、工夫して行おうとしているこのプロセスはありますか。

**○（総務）企画政策室松尾主幹**

様々な課題や問題の解決に向けて工夫している取組につきましては、スピード感や正確性が必要性の事項については、関係部長会議などの庁内会議を開催し検討を行うほか、市長を座長とする人口戦略推進本部を昨年9月に設置し、各担当部局から提案内容について検討を進めた上で、令和5年度予算事業に反映させるなど、組織として一貫した考え方の下に意思決定が行われるよう取り組んでおります。

**○中村（誠吾）委員**

人口戦略の会議を開いていると、よく聞きます。

それで、この自治体の組織運営には職員の皆さんが大変御苦労されていることは重々承知しております。トップダウンがよいのかボトムアップがよいかは今日は別にして、課題ごとに一長一短があります。

それで、市民との接点が多いのは、窓口職場や現場に出て業務を遂行している職場です。市民や観光客の皆さんが気持ちよく過ごせるような、今回も質問が出ていますけれども、公園や街路樹の手入れを職員が行っています。そして、未来を担う子供たちのために絶対大事な保育所の運営を、実は毎日が慌ただしく日々の業務に職員の皆さんは当たっているのです。そして、子供たちが通う小学校、中学校もそうです。保健所もそうです、今回も本当に大変な思いされました。

この市長の公約、思いにのっとり、現場が日々の業務をしてきていますが、現場で、市民のために、こうしたほうがよいと、ああしたほうがよいのではないのかということが私も経験してきて多々あるのです。それらの要望、提案を吸い上げる、いわゆるボトムアップをして、検討、検証して現場に下ろして実行している事例というのがありますか。

**○（総務）企画政策室松尾主幹**

ボトムアップにより検討、検証し、実行している事例につきましては、日々の業務の中で、各職場で意識して行っているところですが、これまでに実施している事例といたしましては、職員提案制度のほか、現在準備を進めている分野横断的な政策検討の場である若手職員による政策検討グループで、若手職員のアイデアをボトムアップ形式で検討できればと考えております。

**○中村（誠吾）委員**

改めて代表質問等でも出ていた課題で理解しました。

それで、10年、20年前に、うちの課の業務ではありませんと受け付けずに、失礼な言い方、市役所はたらい回しだと、やゆされた時期もあったのです。

それで、その頃の業務のやり方とはもちろん一概に比べることはできないのですが、世界情勢や国の政策のせい  
か業務が細分化されて、市民の皆さんはもちろん、働いている職員でさえ、この業務はどこが担当なのだろう。市  
が対応する業務なのか、もっと言うと民間が対応するのかの境界が曖昧になってきている、難しくなっていること  
も事実なのです。散見されます。ここ3年はコロナ禍だったということもあって、他部や他課との必要以上のやり  
取りも減りましたし、この3年間で入庁してきた職員の皆さんにとっては、なおさら業務の振り分け先、担当が不  
明瞭のままではないかと推測されます。

それで、市民の皆さんからの問合せには、一旦、話を聞きまして、担当課につなげるのがもちろん本来の姿であ  
りますけれども、分かりません、すみません、うちの課ではないのですと一方的な対応を取ってしまった。その原  
因で、苦情や抗議の電話、問合せにつながったことというのは現実にありますか。

○(総務)職員課長

うちの課ではないですみたいなことでの苦情などというお話でしたけれども、これは以前に比べまして、以前と  
いうのは今あったような10年前、20年前というところですけども、そういったような苦情というのは減っている  
というふうには認識はしていますけれども、やはりゼロではないという状況がございまして、例えば昨年度、私ど  
も職員課でそのような御意見を受けた例としては1件ございまして、それはうちの課は関係ないと言われまし  
て、かつその態度が非常に悪かったというような形で御意見をいただいたという例はございました。

○中村(誠吾)委員

別にあげつらう気はありませんので、まずあったということですね。

それで、そういうことがあったとき、その職員の方は、振り分け先、相談先が分からなかっただけなのだろうと  
思うのですけれども、市民の皆さんにしてみると、これは国や道の管轄なのか、または民間なのか、市の担当なの  
かが分からない状態で問合せをしていることがあると思うのです。そのの整理をして担当につなげていただいて、  
市民の皆さんから、利用者の皆さんから、よかった、助かった、ありがとうという状態にしていくべきだとはもち  
ろん考えるのですけれども。

そこで、業務が細分化されて、組織改革もあったり、職員の皆さんも御苦労されているのです。先ほど言った、  
国の施策もどんどん複雑になってくるので、地方自治体というのは膨大な量が変わってくるのです。ですから、少  
しははっきり言えますけれども、隣の課が何をやっているのかを全職員が把握できるとは思いませんけれども、把握  
できるような可能性はありますか。

○(総務)職員課長

隣の課が何をやっているのか把握できるか、可能性ということでしたけれども、実際に隣の課を含めて、どこの  
課が何をやっているのかというのは分からないという例があったときに、実際の対応というのは、先輩職員という  
か同僚に聞いたりとか、あるいは実際に業務でいろいろ他課と関わっていく中で、そこが何をやっているのだと、  
だんだん理解していくというような形が多いのかと思っております。

そうなるとう当然、一定の時間がかかりますので、特に新規採用職員ですとか、異動して間もないという職員など  
は正直に申し上げて、どこの課が何をやっているのかというのは正直把握できていないまま日々の業務に当たって  
いるという状況があるということは、否定はできないかというふうに思っております。

○中村(誠吾)委員

今、職員課長も指摘されたのだけれども、細分化した業務分担表を作るとか、例えば職員研修、職場ミーティ  
ング等をやる予定はありますか。

○(総務)職員課長

そういったことや対策としてということのお話かと思えますけれども、今、職員研修というのは少しお話に出た  
のですけれども、研修ということであると、職員課が企画をして行う研修以外で各部局で内容を企画してやってい



ただ職場研修というのがあります。その職場研修の中で、その部に新たに異動してきた職員に対して新任職員研修というような形で、その部の中の各課の業務内容を周知しているというような部局はそれぞれなので全てではないですけれども、そういった部局中にはあるというふうに認識はしております。

例えばそういったような取組というか、そういうものを広げていって、それを全体の中で全庁的に共有はできないかどうかということの検討ですとか、それから、ほかのツールとしては今後、職員が今、閲覧可能な庁内のポータルサイトがありますけれども、そのポータルサイト上で各課の業務内容を発信するということを検討しているということがあります。

それから、そのほかに市民の方からの問合せに対応するAIチャットボットというものの構築の作業を今進めている段階にありますけれども、それを応用して職員がこの業務はどこが担当かというのは、そのチャットボットに問合せをしたらAIチャットボットが答えてくれると、そういうような形が検討できないかということも考えておりまして、そういったいろいろな形で各課の業務内容を他課の職員が知ることができるような仕組みというのを整えていければというふうには考えているところでございます。

○中村（誠吾）委員

◎事務分掌について

それでは次の質問で、事務分掌について、先ほどの質問、仕事にも関わりますけれども、自治体はこの事務分掌を基に担当部課が分かれていますけれども、事務分掌では把握できなくて、どこにも属しない業務というのは、ここ数年ありましたか。

また、直近で、事務分掌条例、規則を改正した案件というのはありましたか。

○（総務）総務課長

市民の皆様から御相談いただく内容のもので、本日、詳細はありませんが、どこの部署にも属さない業務、または市の業務に該当しないといたものは実際ございます。そうした相談等につきましては、事務分掌の中で、他に属しないものということに当たりますので、私ども総務部総務課で対応している状況でございます。

○（総務）浅井主幹

小樽市事務分掌条例の直近の改正は、令和2年12月22日に公布しました令和3年度に向けた組織改革による改正で、主な改正内容といたしましては、福祉部と医療保険部を再編し、福祉保険部とこども未来部を設置したものであります。

また、事務分掌規則は毎年改正を行っておりますけれども、直近の改正は、本年3月29日に公布しました令和5年度に向けた組織の見直しによる改正で、主な改正内容といたしましては、建設部の用地管理課と公園緑地課を建設事業室に組み入れるとともに、こども未来部こども福祉課の係制を廃止し、グループ制を導入したものであります。

○中村（誠吾）委員

それで、この事務分掌条例、規則を全ての部の課のものを読み込んだのです。それは課に相当する組織も含むのですけれども、生活環境部生活安全課市民相談係に「部内他課に属しない市民生活についてのこと」とあるのです。

これは事務分掌を素直に読んでいくと、最終的に生活安全課市民相談係が他部他課に属さない市民生活についての相談を全部やって、市民相談係ということになってしまうのですけれども、それで間違いはないですか。

○（生活環境）生活安全課長

他部他課に属しない相続や近隣トラブルなど市民生活についての相談につきましては、市民相談係で受付をするほか、総務課が所管する市役所別館1階、相談コーナーでも相談を受け付けております。

○中村（誠吾）委員

そうなると思惟しただけでも多岐にわたって、すごい数と量の相談案件になると推測されるのです。

ここ3年間の相談件数をお聞かせください。

○(生活環境)生活安全課長

市民相談係及び市役所別館1階、相談コーナーで受付をした相談は、市民相談係で作成している市民相談統計から拾いますと、令和2年度464件、令和3年度629件、令和4年度938件となっております。

この中には、相談者のお話を伺った結果、他部他課につなげた相談も含まれております。

○中村(誠吾)委員

そうだね、はっきり言ってすごい数字だね。

それで、例えば、よくこれはいろいろな質問でも出る、隣の家の草木がとか、草木についた虫が大量に発生したからとか、本来であればお隣同士の話し合いで解決する本筋のような話なのだけれども、このような事例で、市に相談するというケースも想定されるのです。その手のここ3年間の相談件数をお聞かせください。

○(生活環境)生活安全課長

本来、隣同士で解決すべき相談など市役所が所管する業務以外の相談の件数は、同じく市民相談統計から、令和2年度401件、令和3年度543件、令和4年度754件となっております。

この中には市民相談係で行っている弁護士による無料相談及び女性相談員による身の上相談の件数を含んでおります。

○中村(誠吾)委員

それで、このように小樽市でも議論となることが増えてきているのですけれども、隣が空き家というパターンについてです。

空き家といっても所有者が必ず存在しますし、空き家の対応も市民相談係で対応していましたか。

○(建設)木村主幹

空き家の相談につきましては、建築指導課の空き家対策担当で業務を行っております。

○中村(誠吾)委員

たくさん質問される項目なので、改めて確認したのです。

◎DXについて

それで、次のDXにも今の質問から関わってくるのですけれども、建設部で道路維持に特化した、道路通報サービスというのがあるのですけれども、利用状況をお聞かせください。

○(建設)維持課長

道路通報サービスの利用状況についてということですが、建設部では令和3年10月1日から道路通報サービスを小樽市ホームページに掲載しているところであります。

また、同年11月5日からは、小樽市公式LINEの運用を開始し、市ホームページの道路通報サービスへのリンクが可能となったところであります。

令和3年度については、10月から翌年3月末日までの約6か月間の利用状況ですが、16件ございました。令和4年度については51件の利用でありました。

○中村(誠吾)委員

私は不得手なのだけれども、最近ではSNSで発信している情報を基にパトロール等、現地確認のため出動となっているパターンというのはあるのですか。

○(建設)維持課長

SNSで発信された情報を基に、道路パトロールや現地確認のための出動するパターンがあるかにつきましては、SNSによる情報は不特定多数の方が多岐にわたる情報を発信しているものですので、その情報量は限りなく膨大なものと認識しております。その中から道路維持に関する情報を収集し、内容をチェック、整理するために相当の

時間を要することとなります。そのため、道路パトロール等の実施で基となる情報のほとんどは、市民の皆様からの電話や御意見、お問合せメールなどによるものが大半となっております。

○中村（誠吾）委員

今、課長のおっしゃるとおりなので、SNSの特性的にリアルタイムで常にアンテナを張って情報収集しなければならなくなるのです。

そうなる、もっと言うとも職員のパソコンで、SNS等の利用は可能な状況ですか。

○（建設）維持課長

職員のパソコンでSNS等の利用は可能であるのかについてですが、パソコンを使用したインターネット検索により、フェイスブックやツイッター等に投稿している情報を見ることは可能であります。先ほども御答弁したとおり、道路維持に関する情報の収集、整理等には相当の時間を要するため、SNSの情報を活用するには課題が多いものと考えております。

○中村（誠吾）委員

コロナ禍の産物といえますか、リモートでの会議、研修についてなのですけれども、直接、対面が増えてきたとはいえ、まだまだ完全に対面に移行となっております。

それで、よい面、悪い面はいろいろあるのですけれども、対面とリモート会議等の割合をお示しください。

○（総務）デジタル推進室成田主幹

対面会議やリモート会議の具体的な開催件数については把握しておりませんが、現在のリモート会議用の機器の貸出し状況から考えますと新型コロナウイルス感染症が5類に移行した後もリモート会議は現在も引き続き行われているものと考えております。

○中村（誠吾）委員

リモートについても完全にはなくならないと考えていますが、ほかの委員の方の質問と少し絡むのですけれども、市の施設、例えば本庁、教育委員会庁舎、建設部庁舎、保健所でリモートできる施設はどのくらいありますか。

○（総務）デジタル推進室成田主幹

リモート会議ができる施設といたしましては、こちらで把握している範囲では、本庁舎、それから教育委員会庁舎、建設部庁舎、保健所で可能となっております。

○中村（誠吾）委員

やはり大きいところだけだね。

次に、市の施設でWi-Fi設備を設置している市の施設は、どれくらいありますか。

○（総務）総務課長

市の公共施設におきまして、市民の方などが利用するWi-Fiを設置しておりますのは、小樽市総合福祉センター、小樽市観光物産プラザの売店、多目的ギャラリー、おたる自然の村、小樽港クルーズターミナルの5か所で、そのほかといたしましては、小樽市立病院でオンライン面会のためのWi-Fi、そのほか患者のためのものといたしましては、各病棟、透析室、外来化学療法室、売店前にあるホスピタルホールなどに設置しているというふうに聞いております。

○中村（誠吾）委員

ここまでWi-Fiについてお聞きしてきたのですけれども、やはりその趣旨は、直接、市民の皆さんと接して情報をいただいていくということも基本でありますので、そうなる、総合案内窓口の職員と電話交換の職員がその情報は直接当たることになる、私は経験上、見ているのです。そして、それらを把握していないと業務に支障を来すリスクです。

瞬時に振り分けて案内するプロなのですけれども、先ほど言った急な国の施策の変更等で追加となるたびに、市

役所の業務も引っ張られる形となる。それは変更を余儀なくされます。それで、新聞、ニュースで報道されるたびに問合せが増えるのです、急増することもあるのです。それで、新規事業の開始、施設の閉店、道路の陥没とか除排雪の相談など、多岐にわたりますけれども、情報は生物なので臨機応変な対応が求められるのです。

それで、窓口案内、電話交換の職員にはミーティング、打合せ等はどのぐらいの頻度で、どのような対応を取っていますか。

○(総務) 総務課長

窓口案内からの電話交換の職員との打合せについてでございますが、定期的な打合せの場というのは特に設けている状況ではございませんが、御質問にもございましたように、給付金や支援金の申請、そういったようなものですとか、季節によりまして水道の凍結、保険料の賦課など特に問合せが増えるといったようなことが想定されるときには必要に応じ、対応方法について打合せを行っているという状況でございます。

○中村(誠吾) 委員

続いて、この業務の効率化の一環でお聞きするのですが、先ほど聞かれた方もいるけれども、AIとかチャットGPTみたいなものが毎日のようにニュース、新聞等で報道されているのですが、小樽市では導入の見込み予定はありますか。

また、担当する課は、どこなのですか、総務部デジタル推進室なのですか、どこなのでしょう。

○(総務) デジタル推進室成田主幹

チャットGPTに代表される生成AIの検討については、デジタル推進室で担当しております。

導入する、しないの判断はまだできておりませんが、現在先行して取り組んでいる他の自治体の事例など情報収集しており、生成AIの課題点、活用方法や利用ルールについて研究を進めているところです。

○中村(誠吾) 委員

私の知る限りでは、既に私たちの議事録の自動生成のシステムを導入されましたし、小樽市立病院に電話音声受付振り分けシステムも導入されました。そして、保育所でも、ICT化で出欠確認等のできるシステムが導入されるというか予定と聞いています。

そして、これが機能すれば、物すごい効率化になると考えるのですが、今、導入されているもので、使い勝手がよくて、効率化されている業務のシステムを説明してくれませんか。

○(総務) デジタル推進室成田主幹

今、利用されている業務のシステム等についてですが、今し方、委員が例示してくださったもののほか、オンライン申請のフォームやアンケートを簡単に作成できる仕組みや、まだ数は多くありませんが集計作業などの自動化にRPAを活用しております。

○中村(誠吾) 委員

今、お答えいただいた中で、その集計とも、まとめる作業とも関わるのだけれども、もう一つあるのです。予算書、決算書などの資料のことなのです。非常に大切な資料です。時期になると職員の皆さんが夜遅くまで、休日を返上して作成に当たっていらっしゃるのです。これは自治体の性質上、半分は致し方ない面も分かるのですが、最終的にはPDF化しております。やってきているけれども、今、紙ベースで冊子になっています。作成中に一つでも訂正、追記があれば、その都度、全冊差し替えとなるのです。そして紙代はもちろんですけれども、相当な人件費もかかっていくのです。膨大な量とコストです。これも業務の一環ではあるけれども、通常業務をストップして職員の皆さんは対応しなければならなくなるので、そこでお聞きします。

まずは、冊子は今、何部ずつ作っていますか。

○(財政) 財政課長

財政課が作成する予算書等の冊子につきましては、PDFファイルによる配布を進め、以前と比較しますと部数

は半減しております、現在はそれぞれ100部程度作成しております。

○中村(誠吾)委員

何とか半減はしたのですね。

それで、私たちの世代は確かに紙ベースの冊子になれば、慣れてはいるので、非常に見やすいし安心感はあるのです。でも、PDF化された資料では、瞬時にキーワード検索ができますし、パソコンや私たち議員に支給されているタブレットは、非常に使い勝手もよいと私は感じています。

そこで、必要なページだけ印刷すれば事が足りるので、パソコンでページ挿入、削除、メモ、アンダーライン等を記入できるシステムは効率化だし、コスト圧縮という観点からも必要不可欠と考えるのですけれども、これは全職員のパソコンにシステムが導入されていますか。

現状の対応の仕方も併せてお聞きしたいのです。

○(総務)デジタル推進室成田主幹

PDFの編集ソフトにつきましては、現在、職員の端末には導入していない状況ではございます。

現状の対応といたしましては、PDF編集ソフトをインストールしている端末がデジタル推進室にありまして、それを使って職員が編集していることもございますが、最近ではワード、エクセル、パワーポイントというマイクロソフトの製品から直接PDFに変換することも可能となっておりますので、そういう部分もあるところでございます。

○中村(誠吾)委員

このICT化と自治体DXを進めるに当たって、このシステムを導入することは職員の皆さんからも今の時代は必要不可欠であると聞いていますので、前向きに検討していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○(総務)デジタル推進室成田主幹

このPDF編集ソフトのコスト部分の関係もございまして、全職員のパソコンでこのソフトを導入するということはなかなか難しい状況ではありますけれども、ほかにどのような手法でそのようなことが実現することができるかという部分を研究してまいりたいと考えております。

○中村(誠吾)委員

それでもう一つ、ほかに今後、導入決定とか予定のシステムがあれば説明してほしいのです。

○(総務)デジタル推進室成田主幹

現在、具体的にお示しできるものはございませんが、他の自治体の先進事例なども参考にしながら、本市にとって業務改善の効果が大きいものがあれば取り入れていきたいと考えております。

○中村(誠吾)委員

これだけ世の中がAI、デジタル化、自治体DXと話題に事欠かないのですけれども、私が最も活用できると期待しているのは防災に対する関係なのです。

それで先月、これも本会議でも出ていました、石川県能登で地震がありまして、建物倒壊、崖崩れ、道路崩壊等の被害が出ています。そして先日、線状降水帯というのですか、この大雨、河川氾濫が起きて市民に被害が出ています。小樽市は災害が少ないと言われていますが、絶対はありません、人ごとではないのですけれども。

この場でお聞きしたいのは、災害対策本部の体制について、これについてとやかく言う気はありませんけれども、土日、休日、夜間に市民からの緊急な問合せで、当直から担当者に連絡がつくの半日を要したという話もお聞きしたことがあるのです。結果、生き死にの話ではなかったのですが、通常業務に支障はありませんでしたけれども、これが災害発生時の連絡体制だと考えると、やはりはっきり言いましてぞっとするのです。

それでお聞きしますが、通常業務である平日の勤務時間内であれば、どうにかこうにか周知できるのだけれども、土日、祝日、夜間の連絡体制はどういうシステムになっていますか。

また、災害時の連絡体制はどういうシステムになっていましたか。

○(総務)総務課長

土曜、日曜、祝日、夜間における連絡体制についてでございますが、市民の方からの問合せが想定される部署につきましても、担当者の連絡先というものをあらかじめ当直に伝えているところでございます。

御質問にありましたように、その担当者へ連絡がつかない場合の具体的な対応といたしましては、当直からは、私に、ここの部署について連絡がつかないといったような連絡をいただきまして、私からその部署の上司の人に連絡を取って、市民の方がこういうので今、連絡を待っているとといったような方法を取って相手方の市民の方へ連絡を取るという形を取っております。

また、災害時の連絡体制ということといたしましては、非常時の連絡網というのが基本ではございますが、最近では各部局の私どものような庶務担当課長が加盟しているグループLINEというものをつくっております。そこで一斉に情報を伝達して、その庶務担当課長から各部局に周知するといったような体制を取っているところでございます。

○中村(誠吾)委員

ここまで聞いていて、でも、私の直感としては、印象としては、事実としても、連絡体制が自動化になっていないと、失礼な言い方になるとアナログの状態なのだと思います。この緊急事態でパニック状態になっていたら、人間のやることだから、連絡漏れもありますし、周知ミス等の発生は免れないと思うのです。その辺も含めて、通常時の業務体制の見直しも再考していただきたいと思うのです。

これは質問ではなくて、そういう今、感想を受けました。総務課長が100人いればいいけれども、そうもいかないので、私はそう感じました。私の質問はこれで終わりますけれども、よろしく願いいたします。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時37分

再開 午後3時8分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○白川委員

一般質問させていただいたことに関連して何点か質問させていただきます。

◎投票結果の統計について

まず、選挙の投票についてなのですが、有権者の統計について伺います。

現在、市内46区の投票所を設けておられますが、各区の投票区域で年代別の統計は出しておりますでしょうか。また、出すことは可能でしょうか、お聞かせください。

○選挙管理委員会事務局次長

有権者の投票区別、また年代別の統計というのは出してはおりませんが、名簿自体データでも作成しておりますので、時間はかかるかもしれませんが、出すことは可能ではないかと考えております。

○白川委員

続いて、1回の選挙において、1か所当たりの投票所の必要経費はどのぐらいになるかお聞かせください。

○選挙管理委員会事務局次長

1投票所当たりの必要経費ですが、そのとき執行される選挙によりまして投票すべき票数が1票なのか2票なのか、また衆議院選挙などでは3票となりますので、配置すべき人員や必要資材も変わってくるため、一概に必要な経費ということで算出は難しいですが、一例として昨年、令和4年の参議院選挙で国へ提出した執行経費の内訳というのがありまして、この中で投票所経費というものがあり、こちらが1,588万504円でしたので、これを単純に46投票区で割ると、1投票所当たり34万5,228円となります。

なお、これらの経費の内訳といたしましては、人件費、会場借上料、資材の経費、またその運搬費などとなっております。

○白川委員

平成28年7月10日執行の参議院議員選挙から期日前投票を塩谷サービスセンター、銭函市民センターの2か所でも行えるようになって、当時の議事録からこの2か所の必要経費が500万円かかるとのことでしたが、現時点で必要経費は当時から変わっておりますでしょうか。

また、変わっている場合、当初からどのぐらいの差が出ているか、お示してください。

○選挙管理委員会事務局次長

期日前投票所の増設分2か所の必要経費ですが、先ほど御答弁申し上げたとおり執行する選挙によってばらつきがありますが、こちらも一例として、令和4年の参議院選挙では、銭函と塩谷の期日前投票所に係る経費を約35万円と算出しております。内訳といたしましては、人件費、また銭函市民センターの借上料などとなっております。

また、必要経費500万円と御答弁申し上げた当時ですが、期日前投票所の全期間を開設することを想定し、初期費用なども含めた額かと思われまます。現在は、塩谷、銭函で各2日間の開設をしております。

○白川委員

次に、選挙結果調べでは、市内指定施設不在者投票数が平成21年から令和4年までで430減となっております。この13年間の市内指定施設内の有権者の投票率の推移をお示してください。

○選挙管理委員会事務局次長

平成21年の衆議院選挙から5年置きに、指定施設での投票者数を全有権者数で割った数の推移で御答弁させていただきます。

平成21年の衆議院選挙が1.12%、平成26年の衆議院選挙が1.13%、平成31年の市議会議員選挙が1.02%、令和4年の市長選挙が0.90%となっております。

令和4年の市長選挙の際には、市内で新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっておりまして、各施設でクラスターなども発生しております。その影響もあつてか、令和4年の市長選挙の際には投票者数が減ったのではないかと考えております。

○白川委員

令和4年を除いては大体同じぐらいの投票率になっているのかというふうに感じておりました。

市内指定施設内の有権者の年齢層にもよりますけれども、高齢人口の増加に対して投票数が少なく感じられるのかとも考えております。

市内指定施設内、不在者投票者に該当する有権者ではない高齢人口の投票数の推移はお示しできるものなのでしょうか、お聞かせください。

○選挙管理委員会事務局次長

高齢人口の投票者のうち、指定施設での有権者ではない方の数ということですが、まず投票者のうち、高齢人口

の方が何名いたか、また、そのうち指定施設への有権者が何名いたかの数を算出するためにはデータ上で算出することは困難であるため、投票者一人一人の状況をアナログ的に調査する必要があり、また、市内の指定施設全施設に照会をかけるなどして把握しなければならず、膨大な作業を伴い、また、施設からは個人情報の提供ということにもなるため、算出は困難なものとなっております。

**○白川委員**

ここまでの質問で私として確認したかったのが、平成21年から令和4年までで市内指定施設不在者投票数が減っている中で、高齢人口はこれまでに増えていたのであろうというふうに考えます。その差は、やはり年々増えているものと考えられて、増えているその高齢人口の方々は居宅の方が多いかというふうに思いました。

そこで最初の質問に戻るのですが、各区の年代別の数が分かれば、区が何年後かに投票のサービスをしなければいけない候補地になるのではないかと一考の指標になるのかというふうに考えての質問でございました。

では、次の質問に移ります。

一般質問では、香川県丸亀市のコミュニティバスを例に挙げましたが、期間中何度でも使用できるというのはさすがに負担が大きく思いますので、投票時の1往復分のみ使用ができるような仕組みで実施できればスモールスタートができるのではと考えております。

また、全有権者を対象ではなく、利用者を最小限にとどめることを想定して、現在、本市における高齢人口でその市内指定施設不在者投票者に該当しない有権者はどのぐらいいらっしゃるか、これはお示しできるものなのでしょうか、お聞かせください。

**○選挙管理委員会事務局次長**

こちらの数につきましても算出するに当たり、先ほどの御答弁と同様、データ上での算出は困難であるため、膨大な作業と施設からの個人情報の提供が必要となるため算出困難となっております。

**○白川委員**

一般質問で伺った移動投票サービスと、あと投票所までの移動助成サービスというのは、本市の状況からどちらかは、いずれの早い段階で実現しなければいけないものなのかというふうに考えておりますが、根拠となるデータの算出が難しいことが分かりましたので、また別の角度から検討の余地が出てきた場合に改めて御相談をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**◎おくやみの御案内について**

次に、窓口サービスについてお伺いいたします。

市の人口が年間約2,000人自然減少している中で、現在の本市の窓口での死亡届の受理件数は、1日当たりで何件ほどあるか、お示しいただけますでしょうか。

**○（生活環境）戸籍住民課長**

令和4年度における本市の窓口での1日当たりの死亡届の受理件数につきましては5件から6件程度となっております。

**○白川委員**

次にお悔やみに関して、戸籍住民課での1件当たりの所要時間、対応の所要時間はおおよそどのぐらいかかるものなのか、お示しください。

**○（生活環境）戸籍住民課長**

死亡届1件当たりの所要時間は15分から20分程度となっております。

**○白川委員**

では、その手続で利用される方の年齢層はどの層が多いのか分かりますでしょうか、お示しください。



○(生活環境) 戸籍住民課長

死亡届の手続に来る方の年齢層についてデータはございませんが、おおむね30歳代から70歳代までの方が多くのように感じております。

○白川委員

この対応件数については、本市の人口自然減に伴い、増えているのでしょうか。過去3年の実績でお聞かせください。

○(生活環境) 戸籍住民課長

本市の窓口で受付をした死亡届の件数でお答えさせていただきますと、令和2年度で2,050件、3年度は2,072件、4年度は2,075件とほぼ横ばいになっております。

○白川委員

ほぼ横ばい、微増であることが分かりました。

若干増えていることに対して今後は増えていくことが予想されるのかと思いますが、窓口の負担が増えると思いますが、それについての対策というものは練られているものなのでしょうか、お聞かせください。

○(生活環境) 戸籍住民課長

現状は横ばいとなっているために窓口負担が増加しているとは考えてはおりませんが、届出者に対しましては、諸手続の御案内を配付していることと、職員に対しましては、業務手順の指導を徹底しているところでございます。

○白川委員

お悔やみの手続についてなのですがすけれども、小樽市のホームページを拝見いたしました。必要な情報はまとまっていたのですがすけれども、無機質な印象から少し見づらさを感じてしまいました。

ホームページ上のハイパーリンクもリンク先のトップページへの移動のみで該当箇所を都度探さなければいけない項目が何点か確認されておりまして、操作性に統一感がありませんでした。御高齢の方からすると、見づらさや分かりづらさから少しストレスになってしまうのではないかと考えますが、このホームページのメンテナンスなど改善される予定があるかお聞かせください。

○(総務) 広報広聴課長

お悔やみのページの改善につきましては、今のところすぐに改善するという予定はなかったのですがすけれども、あと、委員のおっしゃるような無機質な印象や見づらさという点については、ホームページのデザイン上の制限もあったりですとか、操作の統一性というところに関しまして、ページをそれぞれ管理している担当課との調整も必要になってきたりということもございます。

ただ、御指摘のありました点につきましては、ホームページが利用しやすいものになるように、今後、改善してまいりたいと考えております。

○白川委員

改善していただける予定であるということで、ありがとうございます。

続いて、戸籍住民課で配付しているお悔やみに関する諸手続の御案内を拝見しました。内容は非常に充実していたのですがすけれども、少し情報が密集している印象がありました。第一印象として少し見づらいというふうに感じてしまいました。ページによって行間の幅が違ったり、あと縦印刷や横印刷のページがあったりと全体的な統一感と見やすさという部分では少し配慮に欠けているのかという印象がありました。そこは改善すべきかと思いますが、利用者からそういった御指摘はなかったかお聞かせください。

○(生活環境) 戸籍住民課長

現在のところ、今のような御指摘はいただいております。

## ○白川委員

そういった指摘はないということで、分かりました。ただ、これからそういった見づらさという部分の細かいストレスというのは、積み重なっていくと利用者の負担が増大すると思いますので、少し改善をしていただきたいというふうに考えております。

もう1点、例えば今回、自分がお悔やみの窓口に行くことになった場合に、その必要な手続は、どれとどれであるというふうに事前に分かるようなチェックシートがあればいいのではと考えました。

例えば、チェック項目がインターネット上で調べられる形式ですとか、チェックシートのデータのPDFをダウンロードして印刷して利用するなど、そういった部分で本市での必要経費を抑えた形での実現が可能であると考えますが、こういったチェックシート、私は必要であると思いますけれども、見解をお聞かせ願えますでしょうか。

## ○(生活環境) 戸籍住民課長

お悔やみに係る届出につきましては、委員の御指摘のとおり複数の部署が関係しておりまして、それぞれの部署で作ったペーパーをまとめるということなので、統一感がないということがございます。

また、チェックシートにつきましても現在は用意しておりませんが、関係する部署と連携して御案内のレイアウトなどについても検討が必要だと思いますので、まずその際にチェックシートの作成内容等についてこちらでも検討してまいりたいと考えております。

## ○白川委員

改善していただけるということで、ありがとうございます。

細かいところばかり少し目がいってしまい少し申し訳ないのですが、先ほども申し上げましたように小さなストレス要因を解消することが、利用者にとってよりよいサービスの提供につながると考えますので、今後も知恵を出し合ってサービスを充実させていけるよう、よろしくお願ひしたいと思います。

---

## ○横尾委員

### ◎保健所について

まず、保健所について改めて確認させていただきたいと思います。

日本全国の中で20万人未満の人口の自治体の中で保健所を設置している市というのが唯一、小樽市であるということは認識されていたか確認させてください。

### ○(保健所) 保健総務課長

現在、全国の保健所の設置主体の中で、本市は人口の最も少ない自治体でございまして、唯一の人口20万人未満の都市であるということを承知しております。

## ○横尾委員

保健所というのは地域住民の健康を守る重要な拠点なのですけれども、これを設置、維持し続けるためには一定以上の都市規模、財政規模が必要になるというものだと思います。

そこで、福岡県大牟田市も、人口減少に伴う財源や人手不足によって、保健所の業務を福岡県に引き継いだことを事例として挙げさせていただきました。

そこで、保健所の設置に関する検討についてということでお聞きしましたけれども、検討されていないということでした。最も自治体がこれらのコストを負担しても、基礎的自治体として一元化、かつ細やかな保健福祉サービスを提供するために保健所を設置するということの意義も十分あるというふうに思っています。

しかし、住民の生命に直結するがゆえに十分な体制を構築できる見通しが無いということであれば、今後の保健所の在り方を抜本的に検討する意義があるのではないかと思ひ質問させていただいた次第です。

福岡県大牟田市でも実際に10年以上前から検討されてきたようであり、保健所の政令市の指定を解除するために

は、財政的な資産、そして市民サービスに影響が出ないことなどを慎重に検討する必要があります。

人口減少が小樽市は物すごいペースで進んでおりますので、ぜひこの保健所の在り方について、一度、小樽市として早めに検討することも必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○（保健所）次長

保健所の存続、維持についてなのですけれども、先日の本会議で市長が代表質問で答弁しましたとおり、継続するというので考えておりますので、現時点で検討を行う予定はありませんというふうにお答えしました。現時点ではということですので、今後、住民サービスの維持が困難となることが想定される状況となった場合、この場合には、設置に関する検討を行う必要があるものというふうに考えております。

○横尾委員

福岡県大牟田市は、今も11万人います。小樽市の状況は、人口的には少なくなっています。そして10年間検討してきたという経緯もありますので、その辺のタイミングを逃さないように、本当にお願ひしたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

◎観光について

続きまして、観光についてお聞きします。

レスポンシブル・ツーリズムについて、京都府京都市の観光行動基準の事例を出して、オーバーツーリズムの解消をする手段ともなるレスポンシブル・ツーリズムを小樽市についても具体的に導入して、根づかせたらどうかという質問をさせていただきました。

外国人観光客に対して様々周知をしているということですが答弁いただきましたけれども、必要なのはやはり、京都市の言葉をそのままお借りするならば、小樽観光に携わる全ての皆様がお互いを尊重しながら持続可能な小樽観光を共につくり上げていくことを目指すということだと思ひ質問させていただきました。そのために小樽が小樽であり続けるために、皆さんと大切にしていきたいということを明示し、そして、それがなぜそうなのかという原点や思いを訪れる方、観光客も含めて全ての方々に共有していくことが大切である、そのようなことを具体的に進めたいというお話をさせていただきました。

改めてお聞きしますけれども、京都市のような観光行動基準を示すことで、支障となるもの、そして課題となるものはあるのでしょうか。

そして、既に最初に質問してから年月がたっていますけれども、少しでも早く具体的に伝わりやすく、そして、多くの方たちに認識される形で進めたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

まず、京都市の観光行動基準につきましては、いわゆるレスポンシブル・ツーリズムの実践というのは、必要であるというふうに認識しておりますので、国内の先進都市である京都市の取組、こういったものを参考にしながら、こういった形で訪れる観光客の方に、そういった責任ある観光といいますか、そういったものを伝えていくのがいいのか、そういったことを登録DMOの観光協会とも協議をしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○横尾委員

示すことに支障となるものや課題はありますかとお聞きしたのですがすけれども、そこについてはいかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

まず、レスポンシブル・ツーリズムについては、国連の世界観光機関でも、いわゆる持続可能な観光のために必要なこととして、現在と未来の環境、社会文化、経済の影響に十分配慮した観光、こういったのがサステナブル・ツーリズムで必要なのだと。この一つとして、責任ある観光というのが必要だというふうにしておりますので、ある程度そういったことを地域の観光事業者ですとか、観光協会、経済財団、こういったところでまず共有するとい

うことが一つ必要であるというふうに考えております。

ですので、先ほど申し上げましたとおり、今後、観光協会をはじめ関係機関と協議をしながら、小樽市としてどのような形で、いわゆるレスポンスブル・ツーリズムというのを観光客の方にお示していくのか、その辺について検討してまいりたいというふうに考えております。

**○横尾委員**

これはコロナ禍の中で、アフターコロナを目指してやっていただきたいというようなことで質問をしていて、もう既に年月がたっておりますので、協議をこれから進めていくというお話ですけれども、あくまでも、もう何年もたっているという部分の認識を持って、スピード感を持って、ぜひ進めていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

次に、朝里ダムについてです。

市では、代表質問の中でオタルナイ湖、朝里ダムの湖面利用の可能性について質問しましたけれども、市内の6割以上へ給水する水道原水として利用していると、湖面利用による水質汚染の危険性も否定できず、その確率を高めることについての懸念があるから慎重に対応しなければならないとの答弁でした。

しかし、他のダムで行っているこの水質保全の取組ということでは、水質事故の発生を未然に防止するための船舶の利用、エンジンを使わなかったり、そういった動力の部分の船舶を制限しているようなくらいのものでやっているというふうに思いました。それを確認すると湖面の利用というのは十分可能であると考えているのですけれどもいかがでしょうか。

**○(水道)浄水センター所長**

朝里ダムの湖面利用については、水道法第43条に基づき、水道事業者と水源の水質汚濁の防止に関して協議することから、利用用途事案ごとに、河川管理者であります北海道との協議が必要となりますが、湖面利用の可能性はあるものと考えております。

**○横尾委員**

では、具体的に、市内の事業者などから湖面利用したいと市に要望があった場合というのは、どのような対応になるのかお聞かせください。

**○(水道)浄水センター所長**

手続等に関しましては、具体的な利用用途が示された段階で、河川管理者及びダム管理者であります北海道と水道事業者の本市が、水質汚染に関する事項などについて協議していくこととなります。

**○横尾委員**

そもそも、その辺が整った上でこの湖面利用という流れというのはどのようなものになるか、もう一回、確認させてください。

**○(水道)浄水センター所長**

湖面利用につきましては、朝里ダムにつきましては多目的ダムとして利用していることから、先ほど委員がおっしゃいました電動機つきのボートなど油漏れなど水質汚染の危険性が低いカヌーとかボートなどについて利用可能かどうか、北海道と水道事業者であります本市が協議しながら利用の可能性について探っていきたいと考えております。

**○横尾委員**

朝里ダムとその周辺を含む朝里川温泉地区の観光レクリエーションの機能の充実という部分は、答弁でもありましたとおり、朝里温泉地区の活性化で小樽市の観光振興に大きな効果をもたらす可能性が高いという答弁をいただいております。

ぜひ、このチャンス、今あるこの小樽市の自然などの魅力、資源を活用する、そういったことを積極的に、もし

そういった要望があったときには検討して進めていただきたいというふうに思います。

◎宿泊施設のDXについて

ここで次に行きたいと思いますが、少し順番を変えて宿泊施設のDXについてお聞きしたいと思います。

こちらも代表質問をさせていただきました。確認ですけれども、AIなどの顔認証などを含めたICT機器の導入などについてお聞きしましたが、現段階ではAIによる顔認証のみでは宿泊者の本人確認としては認められていない。今後は厚生労働省の動向を注視しながら個別の事例ごとに適切に判断をしてみたいというふうにお聞きしました。

ICT機器の導入というのはなぜやるかという、やはり人材不足を補うという部分で、使いたいということもいらっしやるとは思いますけれども、AIによる顔認証のみではできないとなると、では、実際にどのようなものがあれば使えるのか。また、そのようなアドバイスというのは、相談があったときにされているのか、お聞かせください。

○(保健所)生活衛生課長

御質問がありましたAI顔認証についてでございますけれども、現時点でAIに関しましては、成り済ましの問題などセキュリティの観点から、本人確認の方法としては課題があるため現時点では認めておりません。

ただ、旅館業におけます衛生等管理要領に基づきまして、ビデオカメラなどを使うことによって本人確認が行えるような状態であれば、適宜ケースを判断しまして対応しております。

○横尾委員

ビデオカメラということであれば、その方を確認できればオーケーということなのでしょう。その辺を少しお聞かせください。

○(保健所)生活衛生課長

相手を確認できればいいかということでしたが、旅館業における衛生管理要領に基づきまして、宿泊者名簿の正確な記載を確保するため対面と同等の手段として施設等に備え付けたテレビやタブレット等によって本人確認を行う必要があるため、双方向での確認が必要というふうに考えております。

○横尾委員

双方向ということで考えているということなのですが、それは根拠として何かあるものですか。

○(保健所)生活衛生課長

根拠ということで御質問なのですが、旅館業法施行令第1条の中で、そもそも構造設備の中では宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場、フロント、ここが必要だということがまずこの旅館業法の施行令に書かれています。ですので、まずこのフロントでも確認、その面接です、そういった意味を含めまして、双方向での確認というのが必要というふうに考えております。

○横尾委員

まず、この趣旨としては、これから人手不足も進んでいきます。また、この観光都市小樽に様々な施設だとか宿泊施設も建ってくるという中で、そういった技術を持った方が入っていきたくいいたときに、小樽市ではこれを認めていませんよと、他都市では認めますよというような判断があっては困るという部分で根拠も確認させていただきましたけれども、これは他都市でも同じような認識で、対話というか、面接というのはあくまでも双方向でやっているよというのは、どこかしこも同じようなものなのか、それとも市であくまでも判断しているものなのかお聞かせください。

○(保健所)生活衛生課長

他都市の状況なのでございますが、最終的には小樽市で判断してはおりますが、札幌市に確認しましたところ、札幌市でも双方向という形でやっているというふうには聞いております。

○横尾委員

札幌市以外はいかがでしょうか。

○(保健所)生活衛生課長

函館市、旭川市に関しましては、明確なところまでは確認は取れませんでした。聞きはしましたけれども、その辺は明確にということではなかったです。

○横尾委員

明確にということでないということであれば、小樽市と違う取扱いの場合もあるということでしょうか。

○(保健所)生活衛生課長

実際にそういった対応を詳しくその場で聞いているわけではないのですが、若干そういう違いはあるかとは思われます。

○横尾委員

個別具体的に相談に乗るというお話でしたので、その辺をしっかりと研究していただいて、そういったことがないようにだけ気をつけていただきたいなというふうに思います。

◎デジタル産業について

次に行きたいと思います。

デジタル産業についてということで、代表質問でも質問させていただきました。

北海道バレー構想について、小樽市も含まれているかと考えていますかという質問では、含まれていると考えたと市長から御答弁いただきました。

そこで、岸田文雄首相が6月21日、昨日の記者会見で、千歳市で次世代半導体の量産化を目指すラピダス株式会社については政府としては必要な支援を講じていくという表明もしました。また、北海道はアメリカのシリコンバレーのように世界最先端の研究者を呼び込める大きな可能性があるとも述べていました。そして、世界最先端の半導体関連企業やデジタル産業が北海道に集積することを期待するとも言っていました。まさに北海道全体、そしてこの北海道バレー構想に関わる一帯にチャンスが巡ってきていると、大きなチャンスも本当に世界規模のものが来ているのではないかとということで、本質問でもさせていただきましたけれども、千載一遇のチャンスだと。

ここは何とかいろいろなチャンスを小樽市にというふうな思いで質問させていただいていますけれども、今後の重要インフラとなるデジタルインフラに関する構想の策定、そして、今後の誘致や産業振興などを計画的に進めるという必要性について伺いましたけれども、市内に関連企業の集積がないということ、また、デジタルインフラに関する情報も不足している、引き続き情報収集に努めるということ、そして、関係機関や市内企業などの意見を伺ってみたいという御答弁をいただきましたけれども、まさにデジタル化ですからスピード感が重要だと思いますが、このスピード感について、一応こういった行動をされていくということですが、どのように考えているのか伺います。

○(産業港湾)由井主幹

本市といたしましても、ラピダス株式会社が千歳市に進出したことに対します近隣自治体の波及する経済効果は相当なものであると認識しているところでありますが、デジタル関連産業は、先ほども申しましたとおり市内の集積もなく、波及効果も含めて、具体的にどのような企業が北海道に進出し、本市へ誘致することができるのか、あと、市内のデジタル関連の集積が図ることができるかなどについて、北海道などの関係機関や関連が見込まれる企業などから情報が必要と考えておりますので、こうした必要な情報を収集しまして、デジタル関連産業に対する取組を進めてまいりたいと考えております。

○横尾委員

しっかりスピード感を持って対応をしていただきたいと思います。

そして、このチャンスをしっかり物にするために、デジタル産業に関する対応ができる体制を組む必要があると考へまして、その考へについて伺いました。

まちづくりの現状と課題を議論するオタルスクラムミーティング、そして中小企業の振興策を議論する小樽市中小企業振興会議、そちらで意見を伺ってみたいというお話がありました。

これもスピード感なのですが、このスクラムミーティング、そして中小企業振興会議というのはどのくらいの頻度で開催され、その意見を聞いて確認するまでにはどのくらいの期間がかかるのかお聞かせください。

**○(産業港湾) 産業振興課長**

まず、小樽市中小企業振興会議につきましては、市内経済団体、学識経験者、金融機関などの代表から成る会議でありまして、現状の頻度としましては、ワーキンググループという部会を含めると年4回ほど開催しております。

現在の意見の反映につきましては、現在議論の中心としては小樽市の中小企業振興策の検証を中心に議論を行っておりまして、その結果につきましては、可能なものから、次年度予算への反映をしていくというような状況になってございます。

**○(総務) 企画政策室島谷主幹**

オタルスクラムミーティングにつきましては、平成30年度から年に1回開催してございましたけれども、令和2年度からは年に2回開催をしているところです。

この会議は結論や結果を出すというよりも各団体と情報を共有し、共通認識を図ることを目的としておりますので、会議の中で出た話題を各団体、業界で情報共有していただくとともに、市としてはその中で出た御意見を参考にさせていただき、対応可能なものには施策に反映しているということでございます。

**○横尾委員**

これが来年度予算だとか、そういったお話でありましたけれども、本当にこのスピード感が非常に早く進んでいくのではないかと非常に危惧しているところです。その辺は危惧しているということをお聞かせください。

**◎デジタル人材の育成について**

先にデジタル人材の話も少しさせていただきたいと思うのですが、私の代表質問の中で、市内にある小樽未来創造高等学校にAIやIoTを活用するITスキルを習得できるような学科の導入などを北海道に要望してはという具体的なお話をさせていただきました。

こちらに関しての見解を具体的にいただけていなかったのですが、こちらに関してはどうのような見解があるかお聞かせください。

**○(産業港湾) 商業労政課長**

代表質問でも市長から御答弁いたしましたとおり、デジタル人材の育成につきましては、市内企業でもDXを現在進めなければならないということもございまして、時代の要請ということでその必要性につきましては認識しているところです。

しかし、現時点で市内にはデジタル関連産業の集積がなく、人材の受皿やニーズが多くはないという状況ですので、育成した人材が市内企業に就職してもらえないということになれば、市内企業の深刻な現在の人手不足にさらに拍車がかかるという懸念もございまして。

そうしたことから、現時点では未来創造高等学校にAIやITスキル等に関する学科を創設するという点について、道に要望するということまでは考えておりませんので、連携協定を締結している大学などと連携しながら、できる取組について検討してまいりたいと考えております。

### ○横尾委員

もし要望して設置されたとしても時間がかかると思うのです。そのときに実際、小樽市にそういった産業が出てきたときに間に合うのかという話があると思うので、そういう先を見越しての話、現在どうなのかという話よりも、やはり先を見越してのお話だったのですけれども、先を見越してという観点ではいかがでしょうか。

### ○(産業港湾) 商業労政課長

横尾委員がおっしゃるとおり、代表質問の際にも横尾委員が先を見越してそういったことをおっしゃるといのは十分念頭を置いた上で、ただ、市内の現在の状況が仮にデジタル人材を育成したとしても、それが市内に残ってもらえるという状況にはないという難しい問題がございますことから、直ちに未来創造高等学校に誘致ということが難しいというふうに考えております。

ですので、市内企業のニーズであったり、経済界の意見とかを伺いながら、できることを考えていきたいというふうに考えております。

### ○横尾委員

私が様々なところで活動してく中で聞く話によると、次の高校の間口の減というのは普通科ではなくて、恐らく職業校になっていくのではないかなというようにお話も少し聞いています。そのときに、魅力ある高校にしていこうためには、やはり魅力のある学科というのは必要になってくるだろうというふうなことも考えておりました。

その中で、小樽市としてどう魅力を持たせていくのかというように観点も踏まえて、先々の、いつになるかわからないですけれども、その間口の減だとか、そういった将来の子供たちの目指すべき高校だとかというところにはやはり小樽のニーズをしっかりと入れていかなければならないという観点もありました。そういった観点でしたが今の答弁でしたので、また改めて時を見てお話ししたいというふうに思っています。

この代表質問中でも、このチャンスをつかむために必要な制度があれば、国や北海道に対して要望する事柄はありませんかということでお聞きしましたが、北海道全体の活性化につながることを期待しているというようなお話ではありました。具体的な要望というのはなかったのでしょうか。

### ○(産業港湾) 産業振興課長

国と道に対する要望につきましてでございますけれども、本答弁で市長よりも経済波及についても本市をはじめ北海道全体の活性化につながることを期待している旨の御答弁させていただきましたが、現時点ではデジタルインフラに関する情報もなかなか不足している中で、具体的な制度という部分の要望は今の時点ではないものと考えております。

したがって、現時点で要望するものとしては、今回のプロジェクトの経済波及が地域間格差を生むことなく全道に及ぶこと、これが要望と言えると考えております。

### ○横尾委員

最後になりますけれども、札幌市の秋元市長は6月20日の市議会の代表質問で、ラピダス株式会社が千歳市に次世代半導体工場の建設を計画していることを受けて市の部局を横断して対応策を検討する会議体を近く立ち上げるというお話をされていました。

様々な札幌市特有の問題があると思いますけれども、このデジタル人材の話もさせていただきましたが、今も教育に来ていただいていますけれども、多岐にわたるといえるか、やはり部局をまたぐような形で小樽市としてどう取り組んでいくかというのをやっていかなければ、このチャンスもつかむことができないのではないかなというのが私の考えでもありました。

まさに人材育成、これから先を見通していく、また、石狩湾新港地域を持っている小樽市としてそのチャンスがある。その中で小樽市をやはり魅力のあるまち、そして人材を輩出できるまちというような形で進めていくことも必要ではないかというふうに思いましたが、小樽市においてもこのデジタル産業、デジタル人材に関して具体的な



課題を改めて、先ほど具体的な要望はまだないという話でしたけれども、課題を改めて捉えて整備するようなことが対応できるような体制を検討してもよいのではないかと思いましたが、これについて最後にお聞きます。

○(産業港湾) 産業振興課長

今回のラビダス株式会社の進出にかけましてはその規模を考えましても全道にこれまでにない規模であると考えております。その経済波及も相当のものであると考えておりますので、これをチャンスと捉えて進んでまいりたいとは考えておりますけれども、まず現時点におきましては情報収集が一番大事かと思っておりますので、こうしたものも踏まえながら、市としてどういうふうに取り組んでいくかを考えてまいりたいと考えております。

○横尾委員

スピード感を全て持っているいろいろな情報収集をしなければならないことがあります、いろいろなことを確認しなければならないことがありますけれども、本当にチャンスを逃してしまつては、小樽市にとって本当に大きなチャンスですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

みらいに移します。

---

○平戸委員

◎空き家対策について

まずは、空き家対策に関してです。

本定例会において、小樽市の空き家・空き地バンクの制度について、当初の目標と実際の成果について御答弁いただきました。また、昨日、高橋議員に対する答弁の中では、市長の空き家・空き地バンクへの今後の思いについて聞くこともできました。それらを踏まえまして質問いたします。

まず、御答弁の中で、小樽市で行っている空き家・空き地バンクに関して、当初の目標値は登録100件、成約50件としていましたが、実際の成果については、登録4件、成約2件となっており、当初の目標の達成度については、約4%にとどまっているとの答弁いただきました。

達成度が4%という数字は非常に残念な結果となっており、この制度が空き家や空き地の利活用にプラスになったとは言えない状況というのが率直な感想だと思います。こういう低調な結果となった要因として、答弁においては、空き家バンクへ登録する物件は、郊外にある老朽化した物件が多く、不動産価値が低いためとお答えいただきましたが、私はその要因以外にも大きな要因として、北海道も小樽市と同様に空き家バンクをやっていたことが要因と考えています。

平成21年に小樽市が空き家・空き地バンクを始め、その7年後、平成28年から北海道が北海道空き家情報バンクを開始しており、そちらに空き家の登録が流れてしまったことも本市の空き家バンクの成果が出なかった要因ではないかと考えております。

そこで質問です。現状の小樽市空き家バンクと北海道空き家情報バンクには、それぞれ何件登録されているのか、お示しください。

また、この両制度では、登録物件の連携が図られているのかについてもお示しください。

○(建設) 木村主幹

現制度の空き家バンクの登録件数のお尋ねでございますけれども、本市の空き家バンクにつきましては、空き家、

空き地ともゼロ件でありまして、北海道空き家情報バンクにつきましては、空き家が6件、空き地が2件、計8件登録されている状況となっております。

また、両制度の連携につきましては、双方で登録のあった物件について、それぞれ情報共有を行っているという現状でございます。

#### ○平戸委員

北海道の空き家情報バンクに関しては登録が数件あったのですが小樽市についてはゼロ件ということで、それではまだ、今の段階では成約が見込めない状況なのかと思えます。

成約に至ることに関しては、当たり前ですが、まずは登録されないと成約には絶対に至りません。所有者が空き家バンクに登録したいと考えた場合、今の制度設計上、市と北海道どちらにも登録ができることになっておりますが、先ほどの登録件数の差に示されているとおり、北海道空き家情報バンクに登録物件が集中してしまい、本市の空き家・空き地バンクへの登録が少なくなっていると考えられます。

このことから本市の空き家バンク制度を廃止して、北海道空き家情報バンクへ一本化することも一つの方法ではないかと考えておりますが、市はこれに対してどのような考えをお持ちでしょうか。お願いします。

#### ○(建設)木村主幹

今後の本市の空き家バンクについての考え方につきましては、これまでの登録件数は低調な推移となっております。現在、見直し作業、こういったものを行っておりますけれども、空き家バンクへ登録を希望する物件は、郊外にあります老朽化した物件が多く、不動産価値が低いため大幅な件数の増加というのは期待できない、こういった状況もありますことから、北海道空き家情報バンクへの移行も含め、空き家バンクの在り方そのものについて検討しているといった状況でございます。

#### ○平戸委員

廃止に向けて少し検討を進めていただけたらと思えます。

ここまでは空き家の活用を促すという観点で質問していましたが、ここから少し違った、そもそも論という話になります。

私もほかの市町村から移住をしてきた身でありまして、結果として数年間空き家となっていた家を買った経緯があります。なので本当に自分の身として分かるのですが、空き家を探そうと思った際には、各市町村のサイトを一つ一つ探すよりも、北海道全体が載っている全道を一気に検索できるものがあれば、そちらを使うのが正直当たり前、私もそうでしたが、そういう結果になると思えます。なので小樽市の空き家バンクをわざわざ検索して使う人は、少ないのではないかと思います。

そして、ここからがそもそもの話になりますが、家を探している人にとっては空き家を買いたいという人は少なく、まず、いい物件、安い物件が見つかったと思ったら空き家だったという方が多いのではないのでしょうか。そういう過程をたどる方が多いので、そういう方が使うのは行政のサイトではなく、民間のサイトでお家としてまだ活用ができるものを探している方が多いので、行政が行うべき空き家対策については空き家の活用についてということよりも、空き家の適正な管理をお願いすることであったり、管理不全となった空き家の解体を促して景観の悪化などを防ぐことにあると考えております。これらの対策こそ民間にはなかなかできないことなので、行政のすべきことと考えております。

そして、管理不全となっている空き家の除却に関して、おとといの答弁で、空き家除却後の固定資産税の特例措置の継続というところで答弁をいただきました。管理不全状態の空き家を放置した所有者への規制強化による措置をまずは進めるということでありましたが、私としては自主的に除却をした方に対しての優遇措置も規制強化と併せて実施することで、さらなる空き家対策の強化につながるのではないかと考えておりますが、市のお考えをお聞かせください。

○(建設)木村主幹

除却を促進する取組ということにつきましては、法改正が年内に施行されますので、まずは法に基づいた施策を実施してまいりたいというふうに考えております。この法改正による施策を実施し、効果の検証を行った上で、さらなる施策が必要というふうに判断した場合は、委員から御提案がありました除却後の特例措置の継続といったことも含めて検討が必要なものと考えてございます。

○平戸委員

現時点での市の考え方については分かりましたが、法改正があつてどういった効果が出るか出ないのかの前から優遇措置についても効果が出なかった場合に備えてできるように前倒しで考えていただけたらと思います。

◎職員の服装自由化について

次の項目に移ります。

続いて、服装の自由化に関してです。本市における勤務時の職員の服装について伺います。

現状として、ここにいる皆さんは御承知のことと思いますが、この小樽市役所はとても暑いです。本当に暑くて、先ほども扇子であおがれたりとか、皆さんは分かっていると思います。先日まだ6月上旬の会でしたが、会派の控室にいる際にスーツでジャケットを着た方が訪問されまして、もちろん私からすれば立場の違いはあるにしても、年齢的にも経験的にも上の方だったので、私も敬意を持ってジャケットを持ってその方と対応するというか、お話をさせていただいたのですが、申し訳ないのですが暑くてあまり話に集中できなくて、そういうことが同じように職員の方も思っていることが多いのではないかと考えています。その方が帰られてから部屋に室温計があるのでそれを見てみたところ、30度近くを示しております、それは暑いよなど。これでは話に集中できないなど本当に思ひまして、これから本格的な夏が来ますので、そのときを思うと私も含めてですが、職員の方の仕事を思うとつらくなるなというのが、正直思ったところであります。

残念ながら小樽市役所については、エアコンのある快適な職場環境ではありません。このエアコンがないという状況を変えていくことが難しいということは私も重々分かっておりますので少しでも快適に職務に専念していただける環境、集中して職員の方に100%の力を出してもらえ環境に近づけていきたいと考えております。

そして、これは職員の皆さんに快適に過ごしてもらおうというある種の働き方改革の一環でもありますが、主眼については、あくまで100%の力で仕事に臨んでもらうことであり、業務の円滑な進行のための施策に関する質問であります。

まず、季節に合わせた服装に関して質問します。

本市のクールビズの目的について、簡単にでも構いませんのでお示してください。

○(総務)職員課長

本市のクールビズの目的についてということでございましたけれども、これにつきましては、空調設備が十分ではない庁舎で、実際に夏の時期の暑さで執務室内の温度がかなり上昇いたしますので、それによって執務環境が悪化をして業務効率が低下するというのを防ぐために、その目的で服装の軽装化ということを推奨しているものでございます。

○平戸委員

本市ではクールビズを暑い季節に職員の方に快適な環境で仕事をしてもらうために推奨しているということが、改めて確認できたところで、具体的な期間とどのような服装を推奨しているのか、お示してください。

また併せて、今の時期では全くありませんが、冬の期間での服装、いわゆるウオームビズについても同様に期間と服装についてお示してください。

○(総務)職員課長

まずクールビズ、夏の軽装についての具体的な期間等についてでございますけれども、今年度で申し上げますと

6月1日から9月30日までの間ということで実施しております。その推奨している内容といたしましては、職員各自の判断によりまして業務にふさわしい服装ということを前提にいたしまして、男性の場合ですと原則ネクタイや上着の着用を不要とし、また半袖の開襟シャツやポロシャツなど、これは襟付のシャツということにしておりますけれども、そういったものにより暑さをしのぎやすい服装ということで推奨しております。

また、冬期間につきましては、いわゆるウオームビズということはおたっておりませんで、その期間だとか推奨する服装ということを特に示しているということはないのですけれども、冬期間も庁舎によっては、少し暖房をどうしても抑えて運転するという時間帯もございまして、そうなりますと当然室温が下がりますので、これはその職員各自の工夫ということになりますけれども、例えば作業服ですとかカーディガンとか、そういったものを羽織って、言わば厚着をすることで寒さ対策をしているということが実態でございますので、それが事実上、実質的にはウオームビズというのと同じような状況になっているというふうには認識しております。

#### ○平戸委員

女性に関して推奨されている服装についてが少し分かりづらかったので、そこをもう一度御答弁をお願いします。

また、どういったものにしていってもらっているかの指針的なものに関して、TPO、その個人の判断に関してどのような文言というか、どのような表現をされて守ってもらっているのか御答弁をお願いします。

#### ○(総務)職員課長

女性ということでありましたけれども、基本的に男女ともに職員各自の判断により業務にふさわしい服装ということを示しておりますけれども、女性に関しては、夏にしる冬にしるTPOに応じて、いわゆるスーツを着用したりというケースはあるかと思うのですけれども、基本的には通常の勤務時というのは業務にふさわしい服装ということを各自で判断して自由な服装を皆さんしているのかというふうに考えております。

また、これも男女問わずですけれども、夏季軽装期間であったとしても、例えばその市職員以外の方々の外部の方が出席するような会議だとか、行事等ということで、礼儀上というのでしょうか、社会通念上、少し軽装が不適當ではないかというふうに考えられる場合は、軽装を推奨しないで、それこそいわゆるTPOを踏まえてという形で示しているところではございます。

#### ○平戸委員

現段階での市のクールビズの取組方、指針については理解できました。

このクールビズに関しては、環境省でいろいろ文書とかを出していると思いますが、まず、大前提として空調を使用するというのが前提となっております、空調のない職場環境で職務してもらっている本市としては、既存のクールビズよりも、さらなる軽装を認める必要性を感じております。

環境省においては、クールビズよりさらに軽装なスーパークールビズが設定されており、スーパークールビズの服装の可否について見てみますと、ノーネクタイなどはもちろんのこと、アロハシャツやTシャツに関しても着用が認められているものと承知しております。ハーフパンツやランニングシャツは認められていないものの、スニーカー、状況によってはサンダルの着用も認められていると承知しております。

本市の夏期間の服装に関する先ほどの指針と比べてみますと、アロハシャツ、Tシャツ、スニーカー、状況に応じてはサンダルといったものが環境省としては認められているものの、本市の指針においては着用ができない、もしくは適さないというような形になっていると思います。

そこで質問です。空調のない本市において、環境省で実践されているスーパークールビズに準じた指針と同程度までは、今後、変えていく必要性を感じておりますが、市としてはいかがでしょうか。

#### ○(総務)職員課長

スーパークールビズの必要性ということの御質問がございましたけれども、実際に庁舎が、特にどこの建物にし

でも古いところが多くて空調設備、冷房設備というものがないというところがほとんどでございまして、特にここの本庁舎別館の4階、5階などは、一部職場ではかなり日差しが強い日の午後などは相当、35度以上などになることも夏場はあるということで聞いております。今はそういう状況ですので、現状の軽装という取組でもかなりそれでも暑さをしのぎ切れず、決して良好な職場環境ではないということは認識してございます。

それで、その辺の緩和というか、そういうことになるのですけれども、今の軽装というか、クールビズということで取組を始めて間もなく20年ぐらいになるかというふうに思うのですけれども、実施した当初というのは、やはり、だらしく見えるとか、派手過ぎるといった市民の方からの御意見というのがかなり寄せられておりました。

最近では業務にふさわしい服装ということについて、ある程度、職員間での共通認識ができて一定のところに着いてきたのかということもありますし、それから、市民の方、一般にこのクールビズということが民間でもかなり定着してきておりますので、そういうことで市民の方からのそういった御意見というのは寄せられるケースはほぼなくなってきてはいるのですけれども、今スーパークールビズということでお話があったようなところで、例えばそのTシャツですとかアロハシャツのようなところまで緩和するというようにしたときに、その辺は、市民の方々がどう思われるかというふうな少し懸念もあります。ただ、そのスーパークールビズの必要性というか、一部職場では確かにその辺の必要性ということは、やはりないということはもちろんないと思いますので、その辺の必要性ですとか、ただ、拡大というか緩和することに対する課題、懸念ということに関しては今後、議論をしてみたいというふうには考えてございます。

#### ○平戸委員

クールビズが導入されたときを私は知りませんが、そういうときに市民の方から意見があったようにスーパークールビズに段階を上げると意見はもらうことがあるのかと思いますが、職員の皆さんの勤務環境を考えた上で検討を進めていただけたらと思います。

続いて、今の質問と少し似ているようですが、市の職員の服装の自由化という違った観点について、その観点から質問します。

まず、前提を確認します。市職員の服装に関して、法律等で規定されておりましたらお示してください。

#### ○(総務)職員課長

職員の服装に関する規定ということですが、例えば地方公務員法とか、そういった法律の中で決まっているというものはございません。市の規則等でも、例えば消防ですとか病院の職員などは、そういう職種によっては被服貸与に関する規程というようなものがございまして、それが逆に、いわゆる制服に関して定めているというようなことになるのですけれども、そういうような規程がない職種につきましては、例えばこういう服を着用しないというような規則とか規程、そういうものはございません。例えば男性でいうとスーツ、ワイシャツ、ネクタイ着用ということはしておりますけれども、それに関しては、いわゆるビジネスマナーといいたいでしょうか、社会人としての一般常識というようなものが事実上ルール化していて、逆にそれは夏であれば、それを一部着用しなくていいというような形で示しているというのが実情でございます。

#### ○平戸委員

今の答弁を受けまして、ビジネスマナーというものも時代によって少しずつ変化をしているものでもありまして、私は今日、ジャケットの中にTシャツを着ていますが、私はこの場には適していると思ってTPOを考えて、この質問をするというのがありますが、今日はこの格好をさせていただいております。

市としての指針、目安も用いて服装をある程度、市としてどのようなものを着てくださいというものを言っているのであれば、社会通念上や一般常識上という前提の下ではありますが、市として勤務時の服装をある程度定めているということが分かりました。

私は市議会議員になるまで、市役所の職員の方たちは、法律などで細かく服装なども規定されていて、自由はあ

まりないように外から見て感じておりましたが、実際はTPOに応じた服装をされておりまして、冬では、先ほどもありましたが、シャツやネクタイの上に作業着だったり、フリースだったりを着用していたり、執務室内でサンダルを着用している方もいるなど、公務員としてのモラルの中で服装の選択をされていることが分かりました。

そこで提案です。思い切ってはなりません、勤務時の服装自由化を小樽市として打ち出してはいかがかと考えておりますが、市のお考えをお示してください。

#### ○(総務)職員課長

服装自由化を打ち出してはという御提案ということでございましたけれども、趣旨というかお考えとしては、最近、環境省ですとか、北海道庁が打ち出している、いわゆるナチュラル・ビズ・スタイルというのとやや似ているというか通じる部分はあるのかというふうに思いますけれども、現状の夏は軽装、いわゆるクールビズで暑さ対策をします。冬は厚着、ウオームビズで寒さ対策するという点に関して言いますと、そのナチュラル・ビズ・スタイルが目的としているというものというか、その部分については既におおむね同じようなことで実現をしているのかというふうに考えていまして、差があるとするならば男性職員が冬もスーツでワイシャツ着てネクタイをするところ、それがするかしないかというぐらいの違いというのが主な違いなのかというふうに考えているところなのですけれども、先ほどスーパークールビズのところでも少しお答えしたことと重複するような形になるのですが、勤務時の服装の自由化ということにしたときに、やはりこれも市民の方がどういうふうに思われるかと懸念は少しあるのです。

ただ、あるのですけれども、ナチュラル・ビズ・スタイルということでもし申し上げるならば、それに関しては北海道で取組を令和3年度からされていて、各自治体、小樽市もそうなのですけれども、そこにも実践というか協力の依頼というか要請が来ていることも実際はありまして、それを受けて服装の自由化というところまで打ち出せるかと言えるかどうかは少し別として、年間を通じた働きやすい服装を導入ということがナチュラル・ビズ・スタイルということの内容というふうに理解していますので、その導入についてですとか、それに伴う課題、懸念などについてということは、これはやはり今後、議論をしていく必要があるのかというふうには考えているところでございます。

#### ○平戸委員

現段階ですぐにどうこうなるという話ではないというのは分かりますので、先ほどもありましたが議論を深めていただけたらと思います。

今聞いた話、今までの質問と答弁をまとめますと、もともと服装に関する規定はなく、個人の判断とある程度の指針によってこれまで職員の服装が成り立ってきておりますので、あえて服装の自由化を宣言したとしても、実際の働く場においては大きな変更点はそこまでないと思います。

しかしながら、対外的には一定のインパクトを与えられる可能性がある魅力的な施策かと私は考えております。働き方改革を推進している小樽市、意外と新しい取組をする小樽市、柔軟な考えを持つ小樽市、どれもうれしい言葉、うれしいイメージであって、将来の採用などにおいてもプラスの効果をもたらすものと考えております。実現できればですが。

庁内としても、とても暑い夏、とても寒い冬を乗り越える希望となると思いますので、前向きな検討をお願いしたいと思います。小樽市職員がこれまでと同様、個人のモラルを保ったままに、季節に応じた服装で職務に専念できる環境となることに期待を込めて次の項目に移りたいと思います。

#### ◎ネーミングライツについて

続いて、公共施設のネーミングライツについて伺います。

本市では、令和3年度の小樽市収支改善プランの報告において、ネーミングライツについて、今後、検討していくと報告されておりますが、本定例会の行われている現在までの検討状況についてお示してください。

○(財政)佐藤主幹

ネーミングライツの導入に向けた検討につきましては、導入を推進していくためには庁内で一定程度のルールを決める必要があると考えておりますので、ガイドラインの作成に向けまして財政部内で課題の整理等を検討しているというところであります。

○平戸委員

現段階ではそこまで検討が進んでいらないという印象を持ちました。

今までやってこなかった事業を新たに始めるということが大変なのはすごく理解できますので、まずは積極的に取り組む姿勢を持ってやっていただけたらと思います。

今後、ネーミングライツの導入を検討していく段階に当たってハードルとなっている事柄はどのようなものがあるのでしょうか。

○(財政)佐藤主幹

ネーミングライツ導入に係るハードルにつきましては、例えば市役所の庁舎あるいは学校、病院などはなじまないのではないかと、あるいは歴史的建造物の扱いはどうすべきかなど市有施設の対象とする範囲をどこまでにするかという課題が一つあると考えております。

それと実際のネーミング、使用されます、いわゆる愛称につきましても、例えば公序良俗に反するおそれがあるもの、あるいは政治的、宗教的なものを禁止する、そういった事項を定める必要があるということですか、また、地名を残すかどうか、あるいは市民にとって分かりやすいものであること、こういったことを条件としていくかどうか、そういったことなども検討課題というふうに今は捉えております。

○平戸委員

様々な懸念というか、これから議論を深めてクリアしていかなければいけない場面が多いことは分かりました。しかし、ネーミングライツに関しては、北海道においても他市町村において導入が進んでおり、他都市では当たり前に行われていることでもありますので、取組に関する情報収集はこれからどんどん容易となっていることが考えられます。

また、今まで世の中の人々の間の中でネーミングライツの概念がそもそも浸透していない、そういう時期もあったと思うのですが、今はどんどん状況が浸透してきて、公共施設の例えば球場であったり、いろいろな大きな公共施設に企業名が載るということが一般化してきていますので、導入のハードルは徐々に低くなっていると考えられますので今後の積極的な検討を期待します。

ここで、道内の他市町村の導入例について、今後の導入に関して、参考となると思われるものについて紹介したいと思います。

まず、小樽市民会館と同等の座席数のホールを持っている千歳市の千歳市民文化センターについては、北海道ガス株式会社とのネーミングライツ協定によって5年間で600万円、1年間で120万円の契約を結んでおり、北ガスホールという愛称で市民に親しまれていると聞いております。ちなみに私は元千歳市民でありましたので、市民の間でも市民文化センターという名前は、名前よりも愛称である北ガスホールとみんな呼んでいましたので、スポンサー企業にとってもメリットのあるプロモーションと現段階で認知されていると感じております。

また、旭川市総合体育館については、旭川市の市営住宅の管理などを行っている不動産業をしている株式会社富士管財がスポンサーとなり、旭川市リアルター夢りんご体育館という愛称になっており、年間250万円のネーミングライツ料の契約となっております。そのほかに、苫小牧市では歩道橋へのネーミングライツ契約をしている例もあります。

このように、導入できる施設の選択肢が多いこと、また、本市としてはクルーズ船が寄港することで乗客の皆さんに小樽市を観光していただいているとは思いますが、そういう方たち、特に富裕層の方々に向けたサービスの宣

伝効果が見込める施設もありますので、それ相応のネーミングライツ料が期待できると思います。

安定的な自主財源を確保して、市とネーミングライツスポンサーとか連携及び協力することにより、施設の魅力を高め、市民サービスの向上及び地域の活性化にもつながる施策となり得ることから早期の導入をお願い、そして期待して終わりたいと思います。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

---

○小貫委員

◎新幹線について

まず、新幹線から話を行きます。

新駅の駐車場の台数ですけれども、3月10日の建設常任委員会で、当初の300台、そしてそのとき今回の台数の引上げがあったわけです。この根拠の人数は1,600人かと質問したわけですが、1,600人と答えていたと思うのですけれども、これに間違いありませんか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室長内主幹

ただいま御質問ございました建設常任委員会の新駅周辺の駐車場台数300台及び乗降客数1,600人につきましては、委員の御指摘のとおりでございます。

○小貫委員

それで、今回、代表質問で答弁がありましたけれども、まちづくり計画の1,600人に加えて、利用促進策により誘発される交流量を見込んで2,500人としたという趣旨であったということで間違いはないでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室長内主幹

委員の指摘のとおりでございます。

○小貫委員

2,500人にした促進戦略ですけれども、これを議論した協議会というのは、いつぐらいに開かれていたのですか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室品川主幹

新駅利用促進戦略の策定でございますけれども、本年3月に北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会が開催されました、そこで策定を決めたというものでございます。

○小貫委員

何日。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室品川主幹

3月30日でございます。

○小貫委員

3月10日には1,600人と答えたけれども3月30日には2,500人と書き換えてしまったという話ですけれども。

このまちづくり協議会の1,600人となる前提の人口というのは何人なのですか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室長内主幹

1,600人の前提となる人口についてでございますけれども、新小樽(仮称)駅周辺まちづくり計画における国立社会保障・人口問題研究所における令和12年度の人口推計値を時点修正した小樽市の人口約9万人を含みます道央圏



の人口推計値である約305万人でございます。

○小貫委員

私が聞いているのは、これにおける1,600人の根拠は何人ですかと聞いているのです。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室長内主幹

北海道新幹線新駅小樽(仮称)駅周辺まちづくり計画における人口1,600人の根拠の人口でございますけれども、今御答弁申し上げた小樽市の人口約9万2,000人を含みます道央圏の人口推計値である約305万人。

○小貫委員

どこにそういうことが書いてあるのですか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室長内主幹

小樽市の人口につきましては、小樽市の人口ビジョンの推計値であります10万6,000人を含みます道央圏の人口として約305万人としているところでございます。

○小貫委員

想定していた小樽市の人口はさきに答弁があった10万6,000人ということですね。ところが今の時点では、その1,600人となる前提は9万人だという話でよろしいのですか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室長内主幹

委員が御指摘のとおりでございます。

○小貫委員

それで、根拠となる人口が変わったのだと、これはいつ変えたのか、まちづくり協議会で資料というのは提出されていたのかをお答えください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室長内主幹

人口推計値の根拠につきまして、いつ変えたのかという御質問でございますけれども、明確にいつということは、今、手元に資料がないのですけれども、今回、新駅周辺整備の実施に当たりまして国立社会保障・人口問題研究所の推計値の見直しもあったことから、国立社会保障・人口問題研究所の推計値である9万人を人口推計値としたところではございます。まちづくり協議会についての資料につきましては、添付してございません。

○小貫委員

分からないのですけれども、平成29年3月に決めたと、ところが、その数字を変えたのだけれども、いつ変えたのが明確ではないと。

まちづくり協議会では議論されたということよろしいのですよね。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室長内主幹

人口推計値の根拠なのですけれども、こちらにつきまして、こちらが今変わったことに対して議論があったかという御質問でございますけれども、まちづくり協議会の中での議論はございませんでした。

○小貫委員

議論はなかったと。でも、1,600人という想定利用者数は変わらないのだけれども、想定としている基の人口は、そうしたらどこで変えたのか、それは事務局の建設部が勝手に変えたのですか、それをまずお聞かせください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室長

変えたのは都市計画決定を打つ際に、直近の数字として数字を変えております。

○小貫委員

そうしたら、それは都市計画審議会や議会にそういう話がありましたか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室長

この数字につきましては、実施に当たりまして精査したものになりまして、計画そのものを変更したということ

と認識しておりませんので、議会報告はしてございません。

○小貫委員

先ほど2,500人になったのが3月30日だというお話でしたけれども、併せてこのことについては、議会の報告というのはどうだったのですか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室品川主幹

2,500人の数字につきましては、あくまでも利用促進のための取組を行うことにより目指すべき目標値でありまして、施設整備等の基本となる1,600人とは少し趣旨が異なるものでございます。

そして、その2,500人につきましても、これまで議会への報告は行ってございません。

○小貫委員

今、1,600人とは違うのだという話をしましたけれども、でも2,500人を目指して頑張っていくというのが市の姿勢なのですよ、いいですよ。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室品川主幹

目指すべき利用乗降客数としては、そのとおりでございます。

○小貫委員

それで、2,500人というふうにしたという、建設常任委員会があったのは20日前です。3月10日に私が質問したのです。方針転換をするという報告を、当時、駐車場の予算が先に出てきてしまって、予算計上前に建設常任委員会の報告があったかということを質問したのです。その内容、やり取りを覚えていたら紹介してください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室長

ただいま手元に概要を持っているのですが、建設常任委員会で委員から、1,600人の利用者のケースは札幌までの所要時間はどの程度かという御質問、また、加えまして1,600人程度で同等の駅の実績はどういったものがあるのか、そのようなお話と七戸十和田駅と天神との関係、そういった御質問があり御答弁させていただいたというのは承知してございます。

○小貫委員

それ以外にもあったと思うのです、覚えているはずなのですがけれども、室長も部長も。昨年の予算でも戦略をつくるという話がいきなり予算計上でぼんと出てきた。そのことも踏まえて、なぜ昨年と同じようなことをやるのですかと、議会にきちんと説明がないではないですかと、こういうやり取りがあったわけなのです。どれも新幹線にとってみたら重要な計画だったと。駐車場としては今までの方針を180度転換すると、平面ではなくて立体でやると、こういう計画なのいきなり予算計上すると。

これで、少しやり方としては違うのではないのかということをお話しさせていただいて、担当主幹は、ただいまの御指摘をしっかりと受け止めていきたいと、このようにたしか答えていたと思うのです。受け止めていただけなかったのでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室長

ただいま委員からおっしゃっていただいて、私も記憶が戻りまして、乱暴な議論ではないかと、そういったお話があったのは確かにございました。それで、しっかりと受け止めるという形で答弁したことも分かってございます。

今回、改めて委員から御指摘もありまして、当時、令和5年第1回定例会のときに建設常任委員会で駐車場の規模の変更させていただいたときに、このまちづくりで約1,600人で、今回もまた1,600人という同じ数字があって、どちらかという誤解を生むような点があったと思いますので、そういった点につきましては丁寧に御説明をすべきものであったと考えてございます。

○小貫委員

いや、私は本会議で市長の答弁を聞いて1,600人が土台とあると聞いて、ちょっと待てよと、まちづくり計画の

1,600人というのは10万人越えの人口を想定していたと、少しおかしいと思ったのです。だって変わっているという、その説明がないのですから。だから、少しおかしいのではないのかという。私が多分、質問者だったならば、少し待ってくださいという話が出てしまったでしょうと。そうしたら、答弁書を書いた人はどうするのですか、市長にうそを答えさせたことになってしまうではないですか。

それで、こうやって何度も指摘してきたのです。しっかりきちんと資料を出してくださいと。報告を出さないと進めるようなことをしないでくださいと。なぜそういう対応を繰り返してくるのか、このことをしっかりきちんと説明してください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室長

この点については、非常に申し訳なく考えてございます。今後につきましては、より丁寧な対応をさせていただきますと考えてございます。

○小貫委員

それで、話を戻すのですけれども、1,600人の根拠となる人口が違っていると、こういう話なのですが、なぜ、根拠となる人口が異なるのに同じ推計になるのか、分かるように説明してください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室長内主幹

ただいま御質問ございました、なぜ人口が減っているのに根拠となる利用者数が変わらないのかということについてでございますけれども、委員の御指摘のとおり小樽市の人口推計につきましては減っている状況でございますけれども、札幌市を含む道央圏の人口が増えているということから、札幌駅からの転換利用が増える推計となっておりますことから、結果的に同数の1,600人の利用を見込むという設計結果になっているところでございます。

○小貫委員

札幌市のほうが増えるのだという御説明ですけれども、なぜ札幌市が増えるということになるのか、それは具体的に数字で示せますか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室品川主幹

現在、札幌市単独の数字というのがすぐに出はこないのですけれども、国立社会保障・人口問題研究所推計、もともとそのまちづくり計画策定時には、平成25年の国立社会保障・人口問題研究所の推計を用いておりました。その時点では、札幌市を含む札幌駅勢圏人口、札幌駅が一番近くなる市町村の人口の合計というのが、約272万人でございました。それに対して今回、人口推計を見直したという数字の基になったのが平成30年の国立社会保障・人口問題研究所推計になります。そのときには、札幌市を含む札幌駅勢圏の人口というのが約281万人でございました。

その理由につきましては、国立社会保障・人口問題研究所推計、平成25年のときには地域間の人口移動が将来縮小するというような条件で推計していたのに対しまして、平成30年の国立社会保障・人口問題研究所推計においては、直近のその人口移動のトレンド、地域間の移動のトレンドが将来もそのまま継続するというような推計条件になっているというふうに認識してございます。

○小貫委員

分かりやすく答えてはいないと思うのですけれども、札幌駅の利用を想定される方が当初の予定よりも9万人増えるのだというような話だったのですけれども、札幌駅を利用するという自治体というのはどこまでの範囲なのか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室品川主幹

道央圏と言われている石狩、それに空知、胆振と日高の市町村、その辺りが、全部かどうかは少しデータが細かくて今すぐお答えできないのですけれども、基本的に道央圏と呼ばれている振興局の範囲です。そこが札幌駅勢圏ということになってございます。

○小貫委員

増えているのは、どこが増えているのですか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室品川主幹

申し訳ございません。市町村ごとには、今すぐに変化のデータをお答えできる資料を持ち合わせてございません。

○小貫委員

あまり細かいところに入る気はないのですけれども、ただ、札幌市も増えますよと、増えて、そのまま小樽市、小樽駅にどうぞ行ってくださいという計画をつくるはずはないです。札幌市は札幌市で、増えた分の人を囲もうとするわけですが、小樽市が札幌市からの転換を狙っている人数と、札幌駅で小樽駅に転換があるだろうというふうに諦めている人数というのは一緒なのですか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室品川主幹

札幌市が札幌駅の利用者数についてどのような考えを持っているかというのは把握してございません。

○小貫委員

でも、選ばれる駅を目指すのですよね。札幌駅からの転換を目指すのですよね。そうしたら、札幌市なり、北海道がどういうプランを練って、何をもくろんでいるのかというのは押さえていないとできないのではないですか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室品川主幹

小樽市が札幌市からの一部利用転換を見込んでいるというのは、あくまで小樽市独自の計画でありまして、特段、北海道や札幌市の計画と整合を図っているというものではございません。

○小貫委員

やはりいろいろ聞いていると少し分からない根拠の数字の部分もあるので、それは後で数字を頂きたいのですけれども、やはり2,500人を目指すというところと、そもそもこの1,600人という土台がやはりかなり怪しいだろうと、酒井議員が代表質問でも言っていたけれども、1,600人すら少し無理だと思っているというのを言っていましたけれども、それを根拠にした新しい新幹線の推進というのは、もうやめておいたほうがいいだろうということで次の質問に移ります。

◎個人番号カード交付事業費について

マイナンバーの関係に移ります。

まず、マイナンバーカードのトラブルがいろいろ出ていますけれども、小樽市でトラブルの報告というのは現在どうなっているでしょうか。

○(生活環境)戸籍住民課長

本市では、現時点で誤りが疑われる事例は確認されておりません。

○小貫委員

確認されていないと。今日少し報道があった部分で、全国保険医団体連合会が公表した集計結果で、医療機関の65%で被保険者の情報が正しく反映されないなどのトラブルがあったというふうになっています。

65%というと相当なのですが、小樽市では、それでもトラブルがこういった医療機関とのトラブルというのではないということでよろしいですか。

○(保健所)保健総務課長

医療機関の窓口におけるマイナンバーカード関係の相談につきましては、保健所におきましてはそのような相談は寄せられておりません。

○小貫委員

相談がないということだったのですけれども、相談がないのとトラブルがないというのは、また別だとは思いますが、これはトラブルが起きていないということで考えてよろしいのですか。

○(保健所)保健総務課長

ただいまの御質問ですが、保健所では各医療機関に問い合わせるような調査を特に行っておりません。保健所に寄せられております医療機関に関する相談の中に、これまでマイナンバーカードに関する件がないということでございます。

○小貫委員

ないことを祈りますけれども、ただ、今トラブルが続いていますからトラブル防止のために国がいろいろ地方自治体に押しつけてくるということがあると思うのですけれども、これは大きな負担だと思わないかどうかというのはいかがでしょうか。

○(生活環境)戸籍住民課長

国からは、まだ具体的な指示が出されていないため少しお答えするところは難しいところですが、ただ、マイナンバーカードに係るトラブルについて市民の皆様からの問合せが増加しており、その対応が職員の負担となっているということがございます。

○小貫委員

それで、マイナンバーカードの申請について、昨年度1年間の交付枚数と、今年度4月末時点での累計交付枚数、交付率をお示してください。

○(生活環境)戸籍住民課長

総務省ホームページのデータによりますと、本市の昨年度1年間の交付枚数は2万4,401枚、今年度4月末現在の累計交付枚数は7万815枚、交付率は64.1%となっております。

○小貫委員

今64.1%ということなのですからけれども、これは、申請したのだけれども交付しなかった枚数というのは幾らかあるのでしょうか、お答えください。

○(生活環境)戸籍住民課長

未交付の枚数ということだと思いますが、こちらも総務省のデータによりますが、4月末現在で、申請件数は7万8,108件で、交付枚数は先ほどのように7万815枚ということで、7,293枚が未交付となっております。

○小貫委員

7,293枚ということなのですからけれども、これは、それなりの数あると思うのですけれども、その理由はどのような理由でしょうか。

○(生活環境)戸籍住民課長

何点かございます。まず、本市にはカードが届いているのですけれども、交付前の必要な処理が終了していなかった枚数が4月末では4,786枚ありました。残りの2,507件につきましては、こちらは少し一般的な話になりますが、仕事や病気などやむを得ない事情でまだ受け取りに来ていない場合が考えられます。

また、本市でマイナンバーカードを申請したがマイナンバーカードを受け取る前に他市町村へ転出した場合やマイナンバーカードを受け取る前に死亡した場合、これらにつきましては、そのカードが失効となるために交付は行わないということになります。

○小貫委員

そうなるのももちろん、当たり前のことですけれども、申請率と交付率は異なるということでもよろしいですね。

○(生活環境)戸籍住民課長

おっしゃるとおり申請率は申請した件数、交付率は交付した枚数を基に算出されるものでありますので、異なるものとなります。

○小貫委員

それで、マイナンバー法の第16条の2です。住民基本台帳に記録されている者の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを発行するとあります。あくまでも個人カードというのは個人、取得は任意なのですが、返納についても法で記されていますが、法の第17条第7項及び施行令第15条第4項を説明してください。

○(生活環境) 戸籍住民課長

行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法につきまして、法第17条第7項は、「個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードの有効期限が満了した場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該個人番号カードを住所地市区町村長に返納しなければならない。」となっており、施行令第15条第4項では、「個人番号カードの交付を受けている者は、いつでも、当該個人番号カードを住所地市区町村長に返納することができる。」とあります。

○小貫委員

いつでもカードを返納していいよと、返していいよと、こういうのが法律の決まりなのですが、やはり持っているかどうかというのはあくまでも任意なのです。

それで、小樽市における返納の件数というのはどうなっているのかお答えください。

○(生活環境) 戸籍住民課長

本市におけるマイナンバーカードの返納の件数につきましては、昨日6月21日現在におきまして、マイナンバーカードを廃止の上、回収した件数につきましては821件となっております。その内容につきましては、未成年等でカードの有効期限満了により回収したもの、破損したカードを回収したもの、新しい住所や氏名を印刷する欄があるのですけれども、そちらがいっぱいになったためカードを再申請し、古いカードを回収したものなどとなっております。

なお、カードの自主的な返納件数については押さえておりませんが、それほど多くないと認識しております。

○小貫委員

それで、今答弁していただいたように返納できるし、返納はされていると。ただ、返納できるよということというのは、例えばカードを作ったときとかに周知をされているのか、この辺はいかがですか。

○(生活環境) 戸籍住民課長

現在、本市では周知はいたしておりません。

○小貫委員

今、トラブルでいろいろ不安になっている方もいると思うのですが、これを周知するという考えというのはないのですか。カードを受け取ったときにでも何か一言を入れるとか、そういったことというのは考えているのですか。

○(生活環境) 戸籍住民課長

本市では、現在のところといいますか、交付率の向上に向けた取組を進める立場でありますために返納の周知は確かにしておりませんでした。

今後につきましては、他市の状況などを確認して、必要があると判断した場合は、周知が必要かと考えております。

○小貫委員

それで、ただ、仮にそれで返納してしまった場合に、今のよく言う2万円のマイナポイントはどうなることになるのですか。

○(生活環境) 戸籍住民課長

マイナポイントが既に付与されている方につきましては、マイナンバーカードを返納しても、ポイントはそのまま

ま残ります。

マイナポイントの申請自体にもともとマイナンバーカードが必要ということがございまして、返納後は申請手続きができなくなるということがございますので、返納までにマイナポイント申請していない方につきましては、ポイントは付与されないという形になります。

#### ○小貫委員

それで、代表質問との関係ですけれども、部長が資格確認書の職権での交付について答弁してございまして、全てはできないのだと、こういうふうに答えていたのですけれども、それだったらどこまでだったらできるということなのか、何か示されているものはないのか、お答えください。

#### ○福祉保険部長

私の答弁ということでしたので、私からお答えさせていただきます。

まず、資格確認書につきましては、改正マイナンバー関連法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正する法律において、国民健康保険法や医療保険法などの改正も行われ、その中で健康保険証の廃止後における被保険者の資格の確認に関して、オンライン資格確認を受けることのできない状況にある方は、本人の申請に基づき発行される資格確認書により被保険者資格を確認するため、規定が設けられ、原則本人申請によるということにされております。

また、国会の審議におきましても一律的な職権交付は難しいとされていることから、先日の代表質問の酒井議員からの再質問に対し、全てを職権でということとはできないと答弁させていただいたところでございます。

それで、職権での交付がどこまでできるかということにつきましては、保険者が必要と認めるときは、本人からの申請によらず資格確認書を交付できる旨の規定が設けられることとなりますけれども、現在、国からは何も示されておりません。これにつきましては、マイナンバーカードの取得や資格確認書の取得が期待できない方、セルフネグレクトなどを理由に保険者が働きかけを行っても資格確認書の申請自体が難しい方などが想定されているというところでございます。

#### ○小貫委員

つまり職権で出せる方というのは、後で国から条件づけがされるだろうということで捉えていいのか、今後、その辺がはっきりしてくるということで、現時点ではそこは、はっきりしていないということでのいいのですね。

#### ○（福祉保険）保険年金課長

御質問がありました国からの基準が示されるかどうかという部分なのですけれども、そこも含めて一切まだ私どもには、国会での質疑の内容とかを私たちも注視しているところなのですけれども、具体的ところが指示されておりません。ある程度、自治体というか保険者において判断できるものなのか、きちんとした基準とかが設けられるのかも含めて少し私たちではまだ判断できないというところです。

#### ○小貫委員

ただ、やはりトラブル続きですからマイナンバー制度そのものをやめてほしいという思いはあるのですけれども、せめてこの健康保険証の廃止ということは、やはり今やめるように市のほうで国に意見を上げるべきではないかと思うのですけれども、これについてはいかがですか。

#### ○（福祉保険）保険年金課長

健康保険証廃止に対して国へ意見すべきということでございますけれども、このたびの法改正により現在の紙の健康保険証は廃止されることになりました。廃止時期は来年秋とされています。

ただ、廃止後1年間は現行の健康保険証を使える経過措置も設けられており、また、全面的な廃止は国民の不安を払拭するための措置が完了することも大前提ともされてございまして、併せて高齢者や障害を持つ人などのマイナンバーカードの取得環境の整備も行い、国においても丁寧な説明をしていくというふうなことでございまして、

以上のことから、現時点で国へ廃止を求める意見を上げることは考えておりません。ただ、当然、国の対応については今後も十分注視していきたいと考えております。

○小貫委員

◎顕誠塔への補助について

それでは、顕誠塔の関係に移りたいと思います。

中村岩雄委員が代表質問で言っていましたけれども、改めて、顕誠塔の建立の経過について、いつ、どのような目的だったのか説明してください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

顕誠塔の建立の経緯、目的などにつきましては、大正12年、1923年でございますけれども、日露戦争終戦後、戦死者の慰霊を目的に市内経済界の寄附金などで顕誠塔が建立されたと聞いております。

第二次大戦後、これまで約80年近くの間につきましては、戦前の軍事色を払拭し、小樽市に貢献された方などを合祀してございます。

○小貫委員

それで、今、小樽公園のところにあるのですけれども、そもそも建立当時の小樽公園の用地というのはどういう状態だったのか説明してください。

○（建設）公園緑地課長

顕誠塔が建立された大正12年頃の小樽公園の用地の状態につきましては、小樽公園の前身である共同遊園地の造成を目的として、明治26年に国もしくは北海道から土地の払下げが行われていることから小樽市の管理下にあったものと考えられます。

○小貫委員

小樽市の管理下にあったのだということですが、それが小樽公園というふうになっていくわけですが、この過程についても説明してください。

○（建設）公園緑地課長

その後の小樽公園の過程につきましては、昭和17年5月に都市計画公園として都市計画決定され、法的な位置づけがなされております。

○小貫委員

昭和17年で都市計画公園ということなのですが、ということは、それまでは公園用地とまではなかなか言えなかったところなのですが、なぜそういったところに建てることができたのか、そもそもその部分を説明してください。

○（建設）公園緑地課長

なぜ顕誠塔を建てることができたのかということにつきましては、まず用地につきましては共同遊園地の造成を目的として、明治26年に小樽軍に対して払い下げられていることから、大正12年には小樽市が管理していたと考えられますが、建立についての記録が残っておりませんので、建立ができた理由につきましては不明でございます。

○小貫委員

それで同じように、こういう総合公園において公園となる前に小樽市以外が設置したものというのはどの程度あるのか、公園別に示してください。

○（建設）公園緑地課長

小樽公園に対して都市計画決定がされた昭和17年より前に小樽市以外の方によって設置された記念碑などにつきましては、まず、小樽公園では、5基ありますが、そのほかの総合公園である手宮公園及び長橋なえぼ公園につきましては、該当する施設はございません。



○小貫委員

もう少し、何かこういうものだよというのを小樽公園のものを紹介していただけると。

○(建設)公園緑地課長

ただいま申しあげました五つの記念碑などにつきましては、まず、長紀聖蹟碑、次に表慶碑、次に戦捷記念碑、次に顕誠塔、最後に小樽公園入り口にある石造りの門柱になります。

○小貫委員

それで、顕誠塔の管理は小樽顕誠会が行っているというのは分かるのですが、その以外の管理というのはどのように行われているのかお答えください。

○(建設)公園緑地課長

管理につきましては、まず小樽公園にある5基の記念碑などのうち、顕誠塔につきましては小樽顕誠会が管理しております。小樽公園にあるその他の4基の記念碑などにつきましては、小樽市が管理しております。

○小貫委員

小樽市が管理しているのが、5基中4基だということですが、話をもう一回、顕誠塔に戻すのですが、そもそも第二次世界大戦までに小樽市民の戦死者というのは何人ぐらいいたのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室大島主幹

第二次大戦までの戦死者数でございますけれども、こちらにつきましては小樽市史や総合博物館、あとそこでも少し正確な数字がつかめなくて、北海道にも確認したところがございますが、そちらについても正確な数字は分かりませんでした。そこで北海道連合遺族会に問合せをさせていただきましたけれども、北海道連合遺族会で把握している戦没者の人数は3,475名でございます。

○小貫委員

それで、顕誠塔に合祀されている方というのは何人になるのですか。

○(福祉保険)福祉総合相談室大島主幹

合祀者の人数でございますけれども、令和5年5月時点でございますが、合祀者数は全体で4,729名でございます。

○小貫委員

それで、この人たちというのは戦後に小樽市に貢献されてきた方を合祀してきたということなのですが、功労者の内訳について説明してください。

○(福祉保険)福祉総合相談室大島主幹

功労者の合祀者数でございますけれども、こちらの小樽顕誠会から資料を頂きまして、先ほどお伝えした令和5年5月時点で市の功労者ということで合祀されている方は1,245名でございます。そちらの主な内訳といたしましては、医師136名、民生委員・児童委員95名、保護司36名、消防・消防団の推薦で111名、町内会の推薦で112名、商工会議所の推薦で54名、小樽市の推薦で118名、市教育委員会の推薦で173名、市議会議員27名などございましたが、こちらにつきましては、それぞれお亡くなりになられた方のいろいろ推薦が出てくるのですが、複数の団体からの推薦が出てくる方もいらっしゃいますので一部数字は重複してございます。

○小貫委員

今話を聞いているとまだ戦没者はそうはいつでも多いかという感じはしますけれども。

それで、何を基準にそういった合祀される方というのを決めているのか、基準について示してください。

○(福祉保険)福祉総合相談室大島主幹

合祀者の推薦基準といたしまして、主に五つございます。まず一つ目は、国難に準じた方。二つ目に、市の公職に準じた方。三つ目に、市の開拓発展や12年以上公職にあった方など、市のために特に功労のあった方。四つ目に、

特功者でほかの模範となる方。五つ目といたしましては、社会公共事業に尽くし特に功労顕著であった方。あとその他、各事項に準じ功労顕著であった方。結局、六つになりますけれども、そういうことになります。

○小貫委員

基準は聞いたけれども、推薦を出せばどこかに引っかかりそうな感じではありませんけれども。

それで、今回補助を出すということになるわけですが、念のため確認するのですが、俗に言う憲法第89条との関係ですけれども、これは問題ないということによろしいですね。

○(福祉保険)次長

政教分離の御質問ですけれども、今回、補助金の支出のこの検討に当たりまして、参考にした判例というのがあります。平成4年12月18日、福岡高裁の判決になります。事件名が忠魂碑等維持管理補助金返還請求控訴事件といいまして、この内容ですけれども、遺族会が管理する慰霊碑の維持補修に対し市が補助金を助成したことの違法性を争ったものになります。

ポイントとしましては、宗教団体とはどのような団体か、あともう1点が補助に違法性はあるかの2点です。

判決の中身は少し長くなるので割愛させていただきますけれども、この判決の趣旨を援用して、本市といたしましては、小樽頭誠会は特定の宗教の礼拝または普及等を行うことを本来の目的とする団体ではないこと、また、補助金支出の目的、効果は、遺族の精神的援護という社会福祉にあり、付随的に生じる市と宗教の関わり合いの度合い、市民に与える宗教的影響は極めて軽微であるということから、憲法第89条及び憲法第20条第1項後段と第3項に違反するものではないということで判断しました。

○小貫委員

その判断の、そもそもその小樽頭誠会ですけれども、小樽頭誠会の構成団体というか、それについて少し説明していただけますか。

○(福祉保険)福祉総合相談室大島主幹

こちら、小樽頭誠会の構成の団体といたしますか、そちらにつきましては、一つは小樽市の戦没者遺族会です。もう一つが総連合町会、あともう一つが社会福祉協議会になります。

○小貫委員

それでも一つですけれども、自治法の関係です。今度は第232条の2、公益上必要がある場合についてもクリアされていると思うのですけれども、これについていかがですか。

○(福祉保険)次長

公益上の必要性は3点挙げられますけれども、1点目が、遺族福祉団体その他幅広く全市的に寄附がされていること。2点目が、塔の老朽化による危険防止。3点目ですけれども、こちらは判決の中にもありますが、記念碑は功労者等を追悼顕彰する趣旨で存在するもので、塔自体を維持管理していく目的及び効果は遺族の精神的援護にあるという社会福祉的な意義があると考えられますので、以上の理由から必要と判断しました。

○小貫委員

その一方で、いろいろな補助金が見直しされているわけですが、まず、小樽市の補助金の見直しに関する指針について、策定した経過を説明してください。

○(財政)佐藤主幹

補助金等の見直しに関する指針につきましては、平成27年度に作成しておりますが、それまでは補助金の交付根拠が不透明であったこと、補助する期間の長期化や既得権化、交付団体の自主自立の阻害などの課題があったことから、統一的な基本原則を定めることを目的として策定したというものであります。

○小貫委員

それで、見直しの指針の見直しの基本的な視点というのがありますけれども、これについて説明してください。

○(財政)佐藤主幹

補助金等の見直しに関する指針の見直しの基本的な視点につきましては、公益性の視点、必要性の視点、妥当性の視点、そして有効性の視点の四つの視点を挙げております。

○小貫委員

それで、財政部中心にこういった見直しが行われているわけですが、この見直しについてどの程度、補助金というのが削減されてきたのかお聞かせください。

○(財政)佐藤主幹

この補助金等の見直しに関する指針につきましては、統一的な基本原則を定め、補助金の根拠の透明化などの課題解決を図ることが目的であったため、この見直しによる削減効果額は算出しておりませんが、指針策定の前後の補助交付金の決算額で比較して申し上げますと、平成27年度は約10億7,400万円でありましたが、平成28年度は約9億2,200万円に減額となっております。

○小貫委員

最後までめますけれども、今そうやって財政収支改善プランも含めて補助金の見直し等も上げられているわけですが、ただ、補助金というのは少し個々の判断にはなってしまうと思うのです。その一つ一つが、やはりきちんと理由が明確かどうか、透明性が確保されているかというのは重要だと思うのですが、こういった補助金の在り方ということについては、いろいろと慎重に判断されるべきだということだけ申し上げて終わりにします。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。